

平成18年第4回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月5日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
議員派遣報告について	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程	6
議案の説明	
認第1号(美濃病院参事兼事務局長 岩原 泰君)	6
認第2号・議第73号・議第79号・議第80号(経済建設部長 福井昭次君)	9
議第71号・議第76号・議第77号(総務部長 加納和喜君)	11
議第72号・議第74号(民生部長 渡辺兼雄君)	14
議第75号(経済建設部参事兼産業課長 村井純生君)	15
議第78号(秘書課長 梅村 健君)	16
休憩	16
再開	16
議案の上程	16
議案の説明	
議第81号・議第82号(市長 石川道政君)	16
休憩	17
再開	17
質疑	17
委員会付託省略(議第81号及び議第82号)	17
討論	18
議案の採決	18

日程追加（議第83号）	18
議案の上程	18
議案の説明	
議第83号（民生部長 渡辺兼雄君）	18
休会期間の決定	19
散会の宣告	19
会議録署名議員	19

第 2 号 (9月15日)

議事日程	20
本日の会議に付した事件	20
出席議員	20
欠席議員	21
欠員	22
説明のため出席した者	22
職務のため出席した事務局職員	22
開議の宣告	22
会議録署名議員の指名	22
認第1号から議第83号までと市政に対する一般質問	
1 野倉和郎議員	22
1. 市役所ロビーでのケーブルテレビ加入受付や相談会について	
① 市役所のロビーで事業者が加入受付窓口を開設していることは、適切な行為なのか	
② 使用許可の理由や使用料について	
2. 道の駅の建設について	
① 交通安全上の問題は過去に一般質問で指摘したが、なぜその時点で真摯に対応しなかったのか	
② 道の駅建設には多くの問題があり、この際事業の継続が難しいと考えるがどうか	
3. ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージのコース選定について	
① 周回コースの交通規制はどうなるのか	
② 周回コース沿線の住民や企業への説明や理解と協力を後回しにして、誘致を決めたのはなぜか	
③ 市民生活や経済活動に配慮したコースに変更してはどうか	
石川市長答弁	24
再 野倉和郎議員	28
2 市原鶴枝議員	29
1. わくわく元気推進事業について	
① 生活習慣病（糖尿病）が他市より多いが、その原因と発症率などの現況について	
② 予防のための数値目標など、今後の取り組みについて	
2. 障害者自立支援法について	
・ 障害者自身の負担が課せられた原則一割の福祉サービス利用料について	
太田助役答弁	31

渡辺民生部長答弁	33
再 市原鶴枝議員	33
休憩	33
再開	34
3 森 福子議員	34
1. 美濃市におけるごみの現在の状況について	
① 市内ごみステーションの数について	
② 可燃物、不燃物の年間量と諸経費について	
③ ごみ収集車の走行経路と1台当りの走行距離について	
2. ごみの減量化に向けての方策について	
① 啓発活動について	
② ごみ袋の改善化について	
渡辺民生部長答弁	35
4 武井牧男議員	37
1. 出産育児一時金の受領委任払いの取扱いが出来ないか	
2. 災害時情報の同報無線難聴世帯解消について	
・ 難聴世帯に防災ラジオの設置が出来ないか	
渡辺民生部長答弁	38
加納総務部長答弁	39
再 武井牧男議員	40
5 市原良英議員	40
1. 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3つの下水事業の整備に取り組んでいるが進捗状況について	
福井経済建設部長答弁	40
休憩	41
再開	42
6 西部和子議員	42
1. 県庁の裏金問題に関連して裏金づくりの出発点は、官官接待費や陳情時の手土産代などであるが、いまなお、このような慣習は美濃市にあるのか。あるとすれば、予算のどこから支出されているか	
2. 地上デジタル放送の開始について	
① 従来の共同受信施設で対応される市民への施設改修費に、助成が必要ではないか	
② ケーブルテレビ加入者の高齢者等には、利用料に助成制度が創設されるが、共同施設組合の加入者にも同制度の適用が必要と思うがどうか	

③ ケーブルテレビが運営される中で、今後利用料の値上げ問題や市民とのトラブルなどが発生した場合、市の発言権は担保できるか	
3. 介護保険制度の高齢者支援センターについて	
① 設置場所や人員の充実について将来的展望はどのようなか	
② 運営協議会に研究者の参加を求む	
石川市長答弁	44
平林総務部参事兼総合政策課長答弁	45
渡辺民生部長答弁	46
再 西部和子議員	47
平林総務部参事兼総合政策課長答弁	48
再々 西部和子議員	49
7 塚田歳春議員	49
1. 道の駅建設について	
① 過日、共産党が行ったアンケート調査結果をどう受け止めているのか	
② 採算性について検討すると言われたがその後どうなっているか	
2. 図書館図書の購入費は平成14年度の1,000万円をピークに毎年減らされているが、その理由は何か	
3. 美濃病院に入院された方から、大部屋が空いていなくて個室にまわされ、個室料金を請求され納得できないとの声があるがどう対応しているのか	
石川市長答弁	52
岩原美濃病院参事兼事務局長答弁	53
再 塚田歳春議員	54
石川市長答弁	55
休憩	56
再開	56
8 日比野 豊議員	56
1. 美濃インター前、区画整理地への大型店進出について開発事業者から市への出店計画の有無について	
2. 6月定例会でインター前の整備計画についてお尋ねしましたが、その後の進捗状況について	
石川市長答弁	57
福井経済建設部長答弁	57
再 日比野 豊議員	58
福井経済建設部長答弁	58
委員会付託（認第1号から議第83号まで）	59

日程追加（市議第3号）	59
議案の上程	59
議案の説明	
市議第3号（5番 武井牧男君）	59
休憩	60
再開	60
質疑	60
委員会付託省略（市議第3号）	60
討論	60
議案の採決	60
休会期間の決定	60
散会の宣告	60
会議録署名議員	61

第 3 号 (9月25日)

議事日程	62
本日の会議に付した事件	62
出席議員	62
欠席議員	62
欠員	63
説明のため出席した者	63
職務のため出席した事務局職員	63
開議の宣告	64
会議録署名議員の指名	64
議案の上程	64
委員長報告	
総務常任委員会委員長 武井牧男君	64
民生教育常任委員会委員長 山口育男君	64
経済建設常任委員会委員長 古田勇夫君	65
委員長報告に対する質疑	66
討論	66
議案の採決	66
閉会中の継続調査申出書について	68
閉会の宣告	68
市長あいさつ	69
会議録署名議員	70
総務常任委員会審査報告書	71
民生教育常任委員会審査報告書	71
経済建設常任委員会審査報告書	71

議 事 日 程 (第 1 号)

平成18年9月5日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 認第 1 号 平成17年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 4 認第 2 号 平成17年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 5 議第71号 平成18年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議第72号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 議第73号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議第74号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 9 議第75号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第76号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第77号 美濃市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第78号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 第13 議第79号 市道路線の廃止について
- 第14 議第80号 市道路線の認定について
- 第15 議第81号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第16 議第82号 美濃市教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

第 1 から第16までの各事件

(追加日程)

議第83号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

出席議員 (1 6 名)

1 番	太 田 照 彦 君	2 番	森 福 子 君
3 番	山 口 育 男 君	4 番	佐 藤 好 夫 君
5 番	武 井 牧 男 君	6 番	市 原 鶴 枝 君
7 番	古 田 勇 夫 君	8 番	古 田 信 雄 君
9 番	岩 原 輝 夫 君	12 番	日比野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	加 納 喜代彦 君
15 番	市 原 良 英 君	16 番	野 倉 和 郎 君
17 番	塚 田 歳 春 君	18 番	西 部 和 子 君

欠席議員（1名）

10 番 平 田 雄 三 君

欠 員（1名）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	助 役	太 田 松 雄 君
教 育 長	後 藤 正 之 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
総務部参事兼 総合政策課長	平 林 泉 君	民 生 部 長	渡 辺 兼 雄 君
経済建設部長	福 井 昭 次 君	経済建設部参 事兼産業課長	村 井 純 生 君
教育次長兼 教育総務課長	小 椋 茂 樹 君	兼 事 務 局 長	岩 原 泰 君
総 務 課 長	川 野 純 君	健康福祉課長	平 野 広 夫 君
秘 書 課 長	梅 村 健 君	選挙管理委員 会・監査委員	古 田 伸 二 君
		事 務 局 長	

職務のため出席した事務局職員

議会事務局		議会事務局	
次 長	古 田 則 行	書 記	太 田 博 康
議会事務局			
書 記	佐 藤 晴 絵		

○議長（児山廣茂君） 皆さん、おはようございます。

本日は、第4回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてありがとうございます。どうか慎重に御審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長あいさつ

○議長（児山廣茂君） 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成18年第4回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしの夏は暑い日が続いておりましたが、その間、心配いたしました台風による災害、農産物への影響も少なく、安心いたしました。

8月27日に実施いたしました東海地震、東南海地震等を想定した防災訓練では、議員各位を初め防災関係機関、下牧、上牧地区の自治会の皆様方など、多くの方々の御協力により実施することができ、まことにありがとうございました。今後とも、地震や台風など、各種の災害から市民みずから「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識の高揚を図るとともに、市を挙げて市民の生命・身体及び財産を守るため、防災体制を一層充実しなければならないと考えております。

道の駅「美濃にわか茶屋」建設につきましては、若干おくれましたが、岐阜県公安委員会、岐阜国道事務所及び美濃市との三者協議による交差点協議がおおむね調い、安心・安全で皆さんに親しまれる道の駅の建設の見通しができてまいりましたので、近々のうちに本市分についての発注をする予定であります。

ケーブルテレビにつきましては、昨年の秋から延べ140回の説明会を開催し、約4,600世帯の皆さんの参加を得、8月4日には国の交付金決定をいただいたところでございます。8月に行った市内37組合への意向調査では、29の組合がケーブルテレビへ移行の申し出がありました。世帯数で約70%、組合の率にしまして78%でございます。現在、加入受け付けを行っておりますが、さらに多くの皆さんの加入促進に向けPR活動を行い、情報化の推進をしてまいりたいと考えております。

ツアー・オブ・ジャパンにつきましては、去る7月28日に、美濃ステージを来年5月22日に開催することが正式決定いたしました。岐阜県知事を名誉会長に、美濃市長を会長とし、その運営につきましては、8月18日に、美濃市体育協会を初め各種関係機関等の参加を得て、実行委員会が立ち上がったところでございます。各種関係機関の皆さんの御協力はもとより、沿線地域の皆さんの御協力をお願いし、市民参加の大会運営となるよう準備を進めていきたいと考えております。

さて、今回の定例会におきましては、公営企業の決算認定2件、補正予算4件、条例改正3件、人事案件2件、その他3件、合計14案件の議案について御審議をお願いするものでございます。各議案の内容につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げます。

公営企業決算認定のうち、まず美濃病院事業会計においてであります。平成17年度の決算は、医業収益が過去最高の22億3,830万円と増加したものの、事業支出のうち現金の支出が伴わない医療機器等の減価償却費が3億3,958万円と大きいことと、常勤医師不足を補うための非常勤医師の賃金等が増加したこと等により、2億4,051万円の欠損となりました。また、特別損益を除いた経常損益は、前年度に比べ499万円改善したものの、2億3,864万円の欠損となりました。これは主に減価償却によるものでございます。

なお、企業運営の短期安定性の目安となる翌年度補てん財源は約6億800万円となり、約550万円の増加となりました。今後は、職員とともに一丸となって、さらなる経費の節減、サービス向上のほか、診療体制の充実、病診連携等医療ネットワークの構築、糖尿病専門のセンター化等、得意分野の整備と広域的事業展開などにより、経営の安定化と地域医療の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、上水道事業会計についてであります。平成17年度の経営状況は、年間給水量1.3%、事業収益0.5%落ち込んだものの、漏水対策への取り組み、各営業費用の抑制及び効率化により2,592万円の純利益を計上することができました。今後も、長期的な経営を見通した上、経費節減に努めながら、より一層の合理化、効率化に努め、事業運営の健全化を図ってまいります。

今定例会に提出いたします案件は、公営企業の決算の認定のほか、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（児山廣茂君） ただいまから平成18年第4回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時06分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（児山廣茂君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いします。

議員派遣報告について

○議長（児山廣茂君） 次に、議員派遣報告をいたします。

派遣議員を代表して、4番 佐藤好夫君から報告を行っていただきます。

4番 佐藤好夫君。

○4 番（佐藤好夫君） おはようございます。

第68回全国都市問題会議に出席をいたしました。議員を代表して、会議の概略につきまして報告をいたします。

会議は、7月20日、21日の両日、北海道札幌市のコンベンションセンターにおきまして、「都市の連携と交流―まちのちからの活用」をメインテーマに開催されました。この会議には、全国各都市の市長、市議会議員、行政関係者 2,600名余りが参加され、当市議会からも、私のほか、児山廣茂議員、武井牧男議員、山口育男議員、古田勇夫議員の計5名が出席いたしました。

会議の日程等でございますが、第1日目の20日は、午前9時30分、全国市長会会長の山出金沢市長、開催市の上田札幌市長のあいさつ、北海道の高橋知事の祝辞により開会式が行われ、引き続き、国際日本研究センターの川勝平太教授の『まちの「ちから」は景観から』をテーマに基調講演が行われました。続きまして主報告では、上田札幌市長により、「2人の偉大なアーティストの遺産」と題して、今日の札幌市のまちづくり、あるいは芸術・文化振興を語る上で欠かすことのできない人物であるイサム・ノグチとレナード・バーンスタインの遺産について報告がありました。

午後からは、特別講演として、建築家の安藤忠雄氏による「市民参加のまちづくり」と題して、まちづくりは、そこに住む人々が積極的に参加してこそ意義がある。行政や一部の専門家がどれだけ理想的な方法論を上げて、そのまちを愛する住民の思いがなければうまくいかないことなどについての講演があり、さらに一般報告といたしまして、篠田新潟市長が『食と花で開かれる「政令市・新潟」の扉』と題して、平成19年4月には本州日本海側初の政令指定都市として準備を進めている新潟市について、世界とともに育つ日本海政令市、大地とともに育つ田園型政令市、地域とともに育つ分権型政令市の誕生を目指す姿について説明がありました。続いて、今、急速に入園者をふやし、全国の動物園関係者の注目の的となっております旭山動物園の小菅正夫園長より、「旭山動物園の改革」と題し、動物園の入園者が年々減少し、平成8年には過去最低の26万人となり、動物園の存在さえ危ぶまれたため、動物が幸せに暮らせる動物展示、飼育係の意識改革、行動展示と能力展示などの手法を年々取り入れ努力してきた結果、平成17年には入園者が200万人を突破するまでになった経過などについての報告がありました。

第2日目の21日は、午前9時30分から「都市の連携と交流―まちのちからの活用」をテーマとしてパネルディスカッションが行われました。もとNHKでニュースキャスターの解説委員を務められた平野次郎学習院女子大学特別専任教授がコーディネーターを行い、パネリストには井上繁常盤大学教授、安井潤一郎早稲田商店会会長、小林英嗣北海道大学大学院工学研究科教授ほか3名によりまして、転換期を迎える日本社会の基本的な現状認識の上に立ち、都市の連携と交流、中核都市の可能性、まちのちからの活用等について、それぞれの立場で発言がありました。活発な議論が展開されました。

正午から閉会式が行われ、次期開催市の小嶋静岡市長から、次年度への取り組みと、多数の皆さんの参加を歓迎するあいさつに続き、財団法人東京市政調査会の西尾勝氏の閉会のあいさつで、2日間の会議を終了いたしました。

なお、会議の参加者の一覧表及び会議の資料は、議長に提出してあります。

以上で第68回全国都市問題会議の参加報告といたします。

○議長（児山廣茂君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（児山廣茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16番 野倉和郎君、17番 塚田歳春君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（児山廣茂君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から9月26日までの22日間と決定いたしました。

第3 認第1号から第14 議第80号まで（提案説明）

○議長（児山廣茂君） 日程第3、認第1号から日程第14、議第80号までの12案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に認第1号について、美濃病院参事兼事務局長 岩原泰君。

○美濃病院参事兼事務局長（岩原 泰君） それでは、認第1号 平成17年度美濃市病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプナンバー2の決算書の12ページをお開きください。

最初に、平成17年度事業の概況について御報告いたします。

なお、金額につきましては1,000円どまりで説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

深刻な医師不足と急激な医療改革によって、自治体病院を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。こうした中で、当院では、特化3部門、糖尿病を中心とする生活習慣病治療、消化器手術を中心とする外科治療、脊椎手術などの整形外科治療を中心とする専門医療の充実や、開業医、大学病院等との医療ネットワークを推進し、地域の医療レベルの向上を図りながら病院の経営向上を目指してまいりました。

こうした結果、平成17年度は、入院患者数の増加と手術件数増加などによる診療単価の増などにより、過去最高の医業収益を確保することができました。

患者数につきましては、入院が延べ3万9,329人、1日平均107.8人、外来が8万6,808人、1日平均355.8人で、前年度に比べ、入院は2,836人、7.8%の増、外来は5,801人、6.3%の減となりました。これは美濃病院が本来病院が主体的に担うべき入院治療中心へとシフトしていることを示しており、その結果として病床利用率は88.3%と、前年度に比べ6.3ポイント増加いたしました。

次に、収益的収支についてでございます。

平成17年度の単年度純損益は、2行目にありますように、差し引き2億4,051万4,000円の純損失を計上いたしました。これは、その下の行にありますように、医業収益は2億3,830万4,000円と、前年度に比べ約4,400万円増加し、過去最高の収益となりましたが、新病院建設に係る減価償却費が約3億4,000万円で依然として多額であるほか、常勤医師の不足を補うための非常勤医師の賃金や業務量拡大・改善に伴う委託料等が増加したことなどにより、医業費用が24億2,591万4,000円と、前年度と比べ4,000万円近く増加したためであります。

なお、減価償却費を初め繰延勘定償却等、現金支出を伴わない費用が約3億5,000万円ありますので、企業運営の短期的安定性の目安となります翌年度補てん財源、これはすなわち流動資産から流動負債を引いた額でございますが、この年度末現在高は約6億800万円と、16年度に比べ約550万円ではありますが、増加いたしました。

次に、資本的収支であります。

支出額約2億5,000万円の内訳は、新病院建築に係る企業債等の償還金が約2億3,700万円、17年度の建築改良事業費が約1,500万円で、この建設改良事業費では、胃検診等に用いる上部消化管ビデオスコープや、心電計、ふらつき度等を検査する重心動揺計などの医療機器を整備いたしました。

それでは、決算報告書から順を追って説明いたしますので、2ページをお開きください。

なお、この決算報告書は予算執行の計算書でありますので、予算との関係から税込み金額となっております。

(1)収益的収入及び支出の収入の第1款 病院事業収益の決算額は、右から3列目の決算額の欄をごらんください、23億2,017万2,000円であります。

次の表に移りまして、支出の第1款 病院事業費用は決算額25億6,065万7,000円となりました。

3ページに移りまして、(2)資本的収入及び支出の収入の第1款 資本的収入の決算額は1億4,593万2,000円で、内訳は、企業債償還元金等に係る一般会計からの出資金でございます。

支出の第1款 資本的支出は2億5,173万7,000円で、この内訳は、建設改良費1,495万円、企業債償還元金が2億768万7,000円、一般会計からの長期借入金償還金が2,910万円

でございます。

なお、欄外にありますように、資本的収入が資本的支出に不足する額 1 億 580 万 5,000 円は、消費税資本的収支調整額 2 万 8,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 1 億 577 万 7,000 円で補てんいたしました。

4 ページをお開きください。

経営の概況につきましては、この17年度損益計算書のほか、各財務諸表により説明をさせていただきます。

なお、財務諸表につきましては、企業の経営成績及び財政状況を的確に把握するために、税抜き金額となっております。

1. 医業収益は、入院収益、外来収益等でありまして、合計は、右から2列目の中ほどにありますように、22億 3,830 万 4,000 円であります。

2 の医業費用は、給与費、材料費、経費等でありまして、合計で、右から2列目の下の方にある数字でございますが、24億 2,591 万 4,000 円であります。差し引き医業収支は、一番右側の列の4ページ一番下の数字でありますが、1 億 8,760 万 9,000 円の損失となりました。

5 ページに移りまして、3 の医業外収益は合計で、右から2列目にありますが 7,741 万 5,000 円、4 の医業外費用は合計で 1 億 2,844 万 1,000 円であり、差し引き医業外収支は、一番右側の列の中ほどにあります 5,102 万 6,000 円の損失となり、その下の経常収支は 2 億 3,863 万 5,000 円の損失となりました。これに 5. 特別損失 187 万 8,000 円を減額いたしまして、一番右側の列の下から3行目にありますように、当年度純損失は 2 億 4,051 万 4,000 円となりました。

なお、この当年度純損失額は、前年度の16年度と比べますと約 5,000 万円増額しております。これは、平成16年度には特別利益の収入として旧病院用地売却益約 5,700 万円がありました。これが平成17年度にはなかったためであります。

6 ページをごらんください。

剰余金計算書でございます。

欠損金の部では、繰越欠損金前年度末現在高、上から3行目の数字であります。7 億 9,503 万 8,000 円に、前ページで説明いたしました、当年度純損失 2 億 4,051 万 4,000 円を加えた当年度の未処理欠損金は 10 億 3,555 万 2,000 円となりました。

次に 8 ページをごらんください。

平成18年3月31日現在の貸借対照表でございます。

資産の部では、1 の固定資産合計、9 ページ一番右側の列の一番上の数字であります。49 億 7,002 万 3,000 円、2 の流動資産合計、その下の数字であります。7 億 3,435 万 2,000 円、3 の繰延勘定合計が 1 億 8,760 万 4,000 円で、これらを合わせた資産合計は 58 億 9,198 万 1,000 円となりました。

負債の部では、4. 固定負債合計が 1 億 5,260 万円、10 ページに移りまして、流動負債合計が 1 億 2,671 万 1,000 円で、これを合わせた負債合計は 2 億 7,931 万 1,000 円となりまし

た。

資本の部では、6の資本金の合計額は62億 5,630万 2,000円で、7の剰余金合計は、11ページ一番右側の列の下から3行目でありますが、マイナスの6億 4,363万 2,000円で、資本合計は56億 1,266万 9,000円となり、負債・資本合計では58億 9,198万 1,000円となりました。

なお、13ページ以降の説明は省略いたしまして、認第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（児山廣茂君） 次に認第2号及び議第73号、議第79号、議第80号の4案件について、経済建設部長 福井昭次君。

○経済建設部長（福井昭次君） それでは、認第2号 平成17年度美濃市上水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

お手元の赤のスタンプ2番の決算書の36ページをお開きください。

初めに、上水道事業の概要について御説明申し上げます。

当市の水道事業は、市民に安全で安定した生活用水を供給するため、さらに給水量確保のため、平成11年9月に第5次計画の事業認可を得ました。この事業は平成20年度を目標に施設整備を進めるものであり、平成17年度は主に配水池の電気工事、送・配水管路の工事、調整池の電気工事のほか、緊急を要する配水管布設、下水道工事に伴う配水管布設がえなどを積極的に施行してまいりました。

経営面は、給水人口や給水量が伸び悩む中で、本年度は2,591万 8,000円の当年度純利益を計上することができました。また、建設改良費は財源の大部分を起債に依存しており、その元利償還金は平成17年度では1億 8,631万 1,000円であり、今後も増加の一方であります。したがって、長期的な経営見通しの中で、さらなる合理化、効率化に努めてまいります。

次に営業では、給水人口は1万 7,993人で前年より136人の減少、給水栓数は6,184栓で9栓の増加となり、年間給水量は約209万 9,000立方メートルで、前年に比べ2万 7,000立方メートル、率にして1.3%の減となりました。なお、年間有収率は78.3%でございます。

37ページの建設改良は、第5次計画により5,600万 7,000円の工事を施行しました。

事業のうち、これ以降の説明を省略させていただきますが、建設工事の内容、業務の詳細、会計は38ページから48ページに記載しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

それでは28ページへお戻りください。

平成17年度の決算について御説明申し上げます。

この決算は税込みとなっております。また、金額の読み上げは1,000円未満を省略させていただきます、御説明申し上げます。

まず(1)の収益的収入及び支出でございますが、決算額の欄で御説明いたします。収入の決算額は3億 4,482万 8,000円、支出の決算額は3億 1,643万 9,000円となりました。その内容は、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

次に29ページの(2)資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は3,777万1,000円となりました。このうち第1項は、建設改良工事に対する水道事業債でございます。第2項は、配水補助管布設工事の負担金でございます。

次に、資本的支出の決算額は1億4,298万3,000円となりました。このうち第1項は、第5次計画関連に係る支出でございます。第2項は、企業債の償還元金でございます。

欄外の資本的収支につきましては、支出額に対し収入額が1億521万2,000円不足いたしますので、不足する額を消費税資本的収支調整額及び過年度分損失勘定留保資金で補てんをいたしました。

次に30ページをお願いいたします。

この損益計算書と34ページの貸借対照表は、税抜きとなっております。

1の営業収益の合計は2億9,282万2,000円、2の営業費用の合計は2億425万4,000円となり、この営業外収益から営業費用を差し引いた営業利益は8,856万7,000円となりました。

次のページの3の営業収益の合計は3,729万7,000円、4の営業外費用の合計は9,949万3,000円で、差し引きしますと6,219万5,000円の損失となりました。営業利益から営業外損失を差し引いた2,637万2,000円が経常利益となり、この経常利益に5の特別損失を差し引いた2,591万7,000円が当年度純利益となりました。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金1,048万5,000円を加えた3,640万3,000円が当年度未処分利益剰余金となりました。

次に33ページをお開きください。

下の表で、剰余金処分計算書(案)をごらんください。

この当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、法定の減債積立金として1,000万円を積み立てたいと存じます。

次の34ページをお開きください。

資産の部では、固定資産と現金など流動資産で、資産合計が39億729万4,000円となり、前年対比8,275万2,000円減少しております。

また、35ページの下から2行目、資本の合計が38億9,852万6,000円となり、前年対比1,416万5,000円減少しております。これは主に、4の借入資本金において企業債借入残高が減少したことによるものでございます。

なお、45ページ以降の説明は省略させていただきます。認第2号の説明を終わります。

次に、議第73号平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

お手元の赤のスタンプ1番の議案集の36ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、施設維持管理経費及びアルバイト職員賃金の増額並びに管渠整備事業費の調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ512万5,000円を追加して、予算の総額を17億9,873万8,000円とするもので、補正をいたします款項ごとの金額は、次のページの「第1

表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

38ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費に92万円を増額し、補正後の額を3,784万円とするものでございます。その内容は、事務補助アルバイト職員雇用による賃金でございます。

第2款 下水道事業費に420万5,000円を増額し、補正後の額を12億1,923万6,000円とするものでございます。その内容は、長良川左岸浄化センター増設工事が完了し、日最大処理水量が今までの倍4,050立方メートルとなったことに伴い、汚泥処理薬品費を増額するとともに、管渠整備事業の管渠ルートの変更等に伴い、予算を組み替えるものでございます。財源は、全額、下水道使用料を充てるものでございます。

なお、39ページ以降の説明は省略させていただきまして、以上で議第73号の説明を終わります。

次に、議第79号 市道路線の廃止について御説明申し上げます。

お手元の赤スタンプ1番の議案集の58ページをお開きください。

今回廃止をお願いいたします路線は、市道松森3号線でございます。この市道に隣接して開発事業が行われることになり、国道156号との出入り口で交差点が生じ、交通安全上危険が生ずるため、市道のつけかえをすることにより、市道の交差点改良もできることから、一たん廃止をし、新たに認定をし直すもので、道路法第10条第3項の規定により廃止を行うものでございます。

下段の表に、廃止する路線名と起点・終点、重要な経過地を掲載しております。位置図を59ページに掲載し、廃止する路線を黒塗りで図示しておりますので、御参考にしてください。

以上で議第79号の説明を終わります。

次に、議第80号 市道路線の認定について御説明を申し上げます。

同じ議案集の60ページをお開きください。

今回認定をお願いする路線は、道路法第8条第2項の規定に基づいて市道認定を行うもので、先ほど議第79号で御説明申し上げました道路のつけかえにより、新たに認定をお願いするものであります。

下段の表に、認定路線名と起点・終点、重要な経過地を掲載しております。位置図を61ページと62ページに掲載し、黒色で塗りつぶした部分が今回認定をお願いする路線で、総延長は257.7メートル、幅員は2.1メートルから6メートルでございます。

以上で議第80号の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 次に議第71号、議第76号、議第77号の3案件について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、議第71号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案集の2ページをお開きください。

今回の補正は、保育所大規模改修、留守家庭児童教室運営事業、障害者自立支援事業、廃屋取り壊し、道路改良、土地区画整理基本調査、小・中学校図書室空調設備、ツアー・オブ・ジャパン開催準備、災害復旧等に係る経費を初め、当面の諸課題に対応するものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,517万4,000円を追加して、補正後の予算の総額を98億6,094万円とするものです。補正をいたします予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正で、「第2表地方債補正」によるものでございます。

6ページをごらんください。

公共土木施設災害復旧事業、限度額1,060万円を追加し、前野7号線道路改良事業の限度額を5,130万円に変更し、六反・志摩線道路改良事業を廃止するものでございます。

次に、補正の内容について御説明いたしますので、8ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

2款 総務費は1,642万2,000円を追加して、補正後の額を15億9,626万8,000円とするものでございます。これは人件費の組み替えと、老朽化した新町倉庫、旧名鉄宿舍の取り壊し、市有地整備及び立花、乙狩等の地区集会施設整備、スクールゾーン等の標識整備等の経費を増額するものでございます。財源は、建物損害共済金のその他財源346万5,000円と、一般財源1,295万7,000円でございます。

3款 民生費は3,023万円を追加し、20億2,614万円とするものです。これは身体・知的・精神障害者の日常生活用具給付、居宅支援、コミュニケーション支援、移動支援等に係る経費、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金、留守家庭児童教室の指導員拡充による賃金、清泰保育園大規模改修補助金等でございます。財源は、国・県支出金1,423万7,000円、その他財源の利用者負担金73万6,000円、一般財源1,525万7,000円でございます。

6款 農林水産業費は1,159万2,000円を追加し、3億512万7,000円とするものです。これは県補助金の確定による事業費の減額と、用水路、揚水機の修繕等の土地改良事業、わくわくファーム屋外施設整備、林道整備等の事業費でございます。財源は、その他財源の分担金を18万9,000円減額し、県補助金を27万6,000円、一般財源を1,150万5,000円増額するものです。

7款 商工費は、人件費を163万1,000円追加し、7億5,466万円とするもので、財源は一般財源でございます。

8款 土木費は1,421万2,000円を追加し、13億9,705万円とするものです。これは広岡町松森線道路改良事業費の減額と、六反・志摩線及び前野7号線の事業費の増額、上生櫛土地区画整理の基本調査費、県道分の歴史的地区街路整備事業の電線類地中化区間の延長に係

る事業費等でございます。財源は、市債を 1,170万円減額し、国・県支出金 360万 9,000円と、一般財源 2,230万 3,000円を増額するものでございます。

10款 教育費は 1,908万 7,000円を追加し、10億 4,536万 4,000円とするものです。これは小・中学校図書室空調設備、文化財修理補助金、ツアー・オブ・ジャパン開催準備補助金等でございます。財源は、その他財源で建物損害共済金27万 2,000円、一般財源 1,881万 5,000円でございます。

11款 災害復旧費は 3,200万円を追加し 3,202万円とするもので、もみじヶ丘 5号線及び赤谷川、水ヶ洞谷の災害復旧に係る経費でございます。財源は、国・県支出金 2,134万 4,000円、市債 1,060万円、一般財源 5万 6,000円でございます。

以上、今回補正をお願いいたします総額は1億 2,517万 4,000円で、その財源内訳は、市債を 110万円減額し、国・県支出金を 3,946万 6,000円、その他財源を 428万 4,000円、一般財源を 8,252万 4,000円増額するものでございます。一般財源は、繰越金を充当いたします。

9ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、これで議第71号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第76号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案集の55ページ、説明資料の4ページをお開きください。

市町村は、条例で定めるところにより、消防団員の公務災害補償をしなければならないと消防組織法に定めておりますが、このほど消防組織法が改正され、その補償の根拠となります条項番号が変更されました。このため、条例第1条の消防組織法の条項番号を「第15条の7」から「第24条第1項」に改めるものでございます。

次に、条例第8条ただし書きの第1号におきましては、休業補償を行わない場合の収容施設を定めておりますが、このほど刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が改正され、「監獄」の名称が「刑事施設」に変更になりましたので、改めるものでございます。

次に、第9条の2第1項ただし書き第2号は、介護補償を行わない場合の入所施設を定めておりますが、障害者自立支援法が制定されたことにより、その入所施設を障害者支援施設とするものでございます。また、第3号は、障害者支援施設に準ずる施設も含めるものとするものでございます。

附則では、施行期日を定めております。

次に、議第77号 美濃市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案集の56ページ、説明資料の6ページをお開きください。

市町村は、消防団員が退職した場合においては、条例で定めるところにより、退職報償金を支給しなければならないと消防組織法に定められておりますが、このほど消防組織法の改正により、その支給の根拠となります条項番号が変更されました。このため、条例の第1条

中の消防組織法の条項番号を「第15条の8」から「第25条」に改めるものでございます。

附則では、この条例の施行期日を公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（児山廣茂君） 次に議第72号、議第74号の2案件について、民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、議第72号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ1番の議案集の28ページをお開きください。

今回の補正は、国民健康保険法の改正により、都道府県単位で市町村間の財政安定化を図るため、1件30万円以上の医療費について市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業の創設と、出産育児一時金の増額に伴う予算措置をお願いするものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ1億1,388万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ21億4,224万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書の歳出により、歳入もあわせて御説明いたしますので、30ページをお開きください。

歳出の2款 保険給付費は85万円を追加し、補正後の額を13億242万8,000円とするもので、その内容は、出産育児一時金を増額するものでございます。財源内訳は、保険税9,906万7,000円の減額、共同事業交付金9,906万7,000円の増額、その他財源は、一般会計からの繰入金56万6,000円と、財政調整基金からの繰入金28万4,000円の増額でございます。

5款 共同事業拠出金は1億1,303万6,000円を追加し、補正後の額を1億6,466万2,000円とするもので、1件30万円以上の医療費を対象にした保険財政共同安定化事業の創設に伴う拠出金でございます。財源内訳は、保険税9,906万7,000円、その他財源は、財政調整基金からの繰入金1,355万3,000円、繰越金41万5,000円の増額でございます。

なお、31ページ以降の説明は省略をさせていただきます。議第72号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第74号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

同じ議案集1番の42ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、人件費、保険給付費、地域支援事業費などの増額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ1,179万9,000円を追加し、補正後の総額を13億9,767万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて説明いたしますので、45ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は312万3,000円を追加し、補正後の額を4,509万7,000円とするもので、その内容は、職員1名増員に伴う人件費の増額でございます。財源は、すべてその他財源で、一般会計からの繰入金でございます。

2款 保険給付費は 750万円を追加し、補正後の額を12億 8,295万 6,000円とするもので、その内容は、高額介護サービス費の増額でございます。財源内訳は、保険料21万 3,000円を減額、国・県支出金 445万 1,000円、支払基金交付金 232万 5,000円、その他財源は、一般会計からの繰入金93万 7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

4款 地域支援事業費は 111万 4,000円を追加し、補正後の額を 2,661万 2,000円とするもので、その内容は、介護予防事業、任意事業をそれぞれ増額するものでございます。財源内訳は、保険料21万 3,000円、国・県支出金58万 8,000円、支払基金交付金11万 7,000円、その他財源は、一般会計からの繰入金19万 6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

7款 諸支出金は 6万 2,000円を追加し、補正後の額を 2,917万円とするもので、その内容は、保険料の過年度還付金の増額でございます。財源は、すべてその他財源で、前年度からの繰越金でございます。

46ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第74号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 次に議第75号について、経済建設部参事兼産業課長 村井純生君。

○経済建設部参事兼産業課長（村井純生君） それでは、議第75号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集53ページをごらんください。また、議案説明資料、赤スタンプ4の1ページを御参照ください。

今回の条例改正は、中小企業庁が、信用保証協会が行う保証制度について、経営者本人以外の第三者を連帯保証人として求めることを原則禁止したことに伴う改正と、融資対象条件の明文化による改正及び損失補償の実施期間の改正の3点が主なものであります。

第4条第4号は、申込人の資格についての規定で、前号の要件が満たされていない者で次の要件に該当する場合は取り扱いを認めるものとし、（ア）では、市民税の課税があつて、これの完納者、または障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額を控除されたことにより非課税となるもの、（イ）では、法人にあつては、申し込みの日以前1年間に納期が到来した市民税（均等割）の課税があつて、これを完納し、代表者が連帯保証人となるもの。

第6条は、損失補償で、第1項では、この条例に基づく中小企業者の借入金を協会が代位弁済をした場合、借入日が平成18年3月31日以前のものについては、その元金の10分の1の金額を協会に対して損失補償金として交付するものですが、平成18年4月1日以降の借入日のものについては、協会は代位弁済時の損失補償を求めないとするものであります。第2項では、市の交付する損失補償金の算定期間に関するもので、毎年2月16日から翌年2月15日までの代位弁済を行った者に対するものと改正するものであります。

第7条は、融資の条件についての改正で、第1号では、「県小口融資」を「県小規模企業資金」に改正し、第6号では、不動産担保は要しないと改正し、第7号では、連帯保証人については、先ほど説明いたしました第4条第4号イに該当する場合を除いて、原則として要しないと改正し、第8号では、貸付利率を「金融機関所定の利率による」ものを「市所定の

利率による」にそれぞれ改正をお願いするものであります。

附則は、公布期日の規定であります。

以上で議第75号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児山廣茂君） 次に議第78号について、秘書課長 梅村健君。

○秘書課長（梅村 健君） それでは、議第78号 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の57ページをお開きください。また、赤スタンプ4番、議案説明資料の8ページを御参照いただきたいと思います。

提案理由とその内容につきましては、市町村合併により、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入団体である一部事務組合の名称が変更となりましたので、地方自治法第286条第1項の規定により、組合同約の改正につきまして構成市町村の協議が必要となり、その協議につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

別表第2項第1号のうち、「安八郡墨俣町・安八町組合立東安中学校組合」を「大垣市・安八郡安八町東安中学校組合」に、「安八老人福祉施設事務組合」を「あすわ苑老人福祉施設事務組合」に改正するものでございます。

附則では、施行日と適用日をそれぞれ定めております。

以上で議第78号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 以上で12案件の説明は終わりました。

これより10分間休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第15 議第81号及び第16 議第82号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（児山廣茂君） 次に日程第15、議第81号及び日程第16、議第82号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第81号、議第82号の2案件について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第81号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案集の63ページをごらんください。

固定資産評価審査委員会委員 西村敏昭さんにつきましては、昨年7月27日から前任者の残任期間について委員をお願いしておりますが、9月26日をもって任期満了となりますので、その後任の選任について同意をお願いするものでございます。後任につきましては、西村敏昭さんを引き続き選任させていただきたいと存じます。

西村さんは、住所が美濃市松栄町4丁目41番地、生年月日は昭和21年12月15日で、年齢は59歳でございます。西村さんは、現在、司法書士・土地家屋調査士の資格をお持ちになり、登記測量事務所を開業されており、土地家屋に関して知識が深く、また公正なお人柄であります。つきましては、固定資産評価審査委員会の委員として適任であると存じますので、地方税法第423条第3項の規定により、選任の御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に議第82号 美濃市教育委員会委員の任命について、提案の理由を御説明申し上げます。議案集の64ページをごらんください。

現在市の教育委員会委員としてお務めいただいております総山秀彦さんの任期がこの9月30日をもって満了となりますので、後任として古田一芳さんを教育委員に任命いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

古田さんの住所は美濃市2632番地の1、生年月日は昭和40年5月26日で、年齢は41歳でございます。古田さんは、昭和63年に国際武道大学を卒業され、会社勤務を経て、平成元年に家業の有限会社古田新聞舗に入社され、現在は代表取締役をされておられます。これまでにふたば幼稚園PTA会長や美濃青年会議所理事長を務められ、現在は美濃市体育協会の理事として活躍されており、教育への関心も高く、温厚・誠実で人望の厚いお人柄であります。人格、識見ともすぐれ、教育委員として適任者であると考え、任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第81号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第81号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に議第82号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第82号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔追加議案配付〕

○議長（児山廣茂君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第83号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、議第83号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第83号（提案説明）

○議長（児山廣茂君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第83号について、民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、議第83号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

赤スタンプ5番の議案集1ページと、赤スタンプ6番の条例改正の概要の1ページをごらんください。

今回の条例改正の趣旨は、健康保険法等の改正により健康保険法施行令が8月25日に施行されたのに伴うものでございます。その内容は、一つ目に、一定以上の所得を有する70歳以上の者については、現行「2割負担」を「3割負担」にする。二つ目に、出産育児一時金を現行「30万円」を「35万円」とするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正の概要の新旧対照表にて御説明いたしますので、2ページをお開きください。

第5条は、一部負担金の割合を定めたもので、第1号は、条文をわかりやすく整理するも

のでございます。第4号は、70歳以上で一定以上の所得を有する高齢者は「10分の2」から「10分の3」とするものでございます。

第6条は、出産育児一時金を定めたもので、「30万円」から「35万円」とするものでございます。

議案集5番の方の1ページにお戻りください。

附則の方では、第1項で、施行日を平成18年10月1日からと定め、第2項では、出産育児一時金の額は、施行前の出産につきましては従前の例によるものと定めるものでございます。

以上で議第83号の説明を終わりますので、よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（児山廣茂君） 以上で説明は終わりました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から9月14日までの9日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から9月14日までの9日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については9月11日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（児山廣茂君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月15日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

なお、11時30分から全員協議会を開催しますので、合同委員会室にお集まりください。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午前11時22分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年9月5日

美濃市議会議長 児 山 廣 茂

署 名 議 員 野 倉 和 郎

署 名 議 員 塚 田 歳 春

議 事 日 程 (第 2 号)

平成18年9月15日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成17年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成17年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 4 議第71号 平成18年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第72号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議第73号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 議第74号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第75号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第76号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第77号 美濃市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第78号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 第12 議第79号 市道路線の廃止について
- 第13 議第80号 市道路線の認定について
- 第14 議第83号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第15 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第15までの各事件

(追加日程)

市議第 3 号 岐阜県の不正資金「裏金」問題に関する意見書について

出席議員 (1 7 名)

1 番	太 田 照 彦 君	2 番	森 福 子 君
3 番	山 口 育 男 君	4 番	佐 藤 好 夫 君
5 番	武 井 牧 男 君	6 番	市 原 鶴 枝 君
7 番	古 田 勇 夫 君	8 番	古 田 信 雄 君
9 番	岩 原 輝 夫 君	10 番	平 田 雄 三 君
12 番	日比野 豊 君	13 番	児 山 廣 茂 君
14 番	加 納 喜代彦 君	15 番	市 原 良 英 君
16 番	野 倉 和 郎 君	17 番	塚 田 歳 春 君
18 番	西 部 和 子 君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者

市長	石川道政君	助 役	太田松雄君
教育長	後藤正之君	総務部長	加納和喜君
総務部参事兼 総合政策課長	平林泉君	民生部長	渡辺兼雄君
経済建設部長	福井昭次君	経済建設部参 事兼産業課長	村井純生君
教育次長兼 教育総務課長	小椋茂樹君	美濃病院参事 兼事務局長	岩原泰君
総務課長	川野純君	生活・自然 環境課長	額額恒雄君
健康福祉課長	平野広夫君	都市整備課長	丸茂勝君
下水道課長	額額壽君	生涯学習課長	佐藤祥一君
秘書課長	梅村健君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局		議会事務局	
次 長	古田則行	書 記	太田博康
議会事務局			
書 記	佐藤晴絵		

開議の宣告

○議長（児山廣茂君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（児山廣茂君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（児山廣茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、18番 西部和子君、1番 太田照彦君の両君を指名いたします。

第2 認第1号から第14 議第83号までと第15 市政に対する一般質問

○議長（児山廣茂君） 日程第2、認第1号から日程第14、議第83号までの13案件を一括して議題といたします。

日程第15、市政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、16番 野倉和郎君。

○16番（野倉和郎君） 皆さん、おはようございます。

私は、発言通告に従いまして、3点について一般質問をさせていただきます。

1点目は、市役所ロビーでのケーブルテレビ加入受け付けや相談会についてであります。

ケーブルテレビ事業者のCCN株式会社に補助をする形で、ケーブルテレビが整備されることになりました。「広報みの」では5月から毎回丁寧な説明が載っておりますし、各地の自治会やテレビアンテナ組合への説明会が熱心に開催されております。8月からは、市役所のロビーを一部改修し、事業者がモニターテレビを設置して加入申し込みの受け付けが行われており、さながら市役所は家電量販店の様相となっております。これは公共施設である市役所のロビーを使って事業者の営業活動が行われているものであり、少々便宜を図り過ぎではないでしょうか。市長を先頭に、市役所ぐるみで企業の営業活動が行われている感があり、決して適切とは言い切れないと思います。先日の防災訓練の閉会式では、市長はあいさつの中で事業者の紹介をされましたが、これも間違いで、大変奇異に感じたところです。

市役所を使っただけの加入勧誘について、市長はどのように考えておられるのか、お伺いします。また、使用許可の理由や、使用料の額は幾らかについても、お尋ねをします。

2点目は、道の駅の建設についてお伺いします。

道の駅の建設については、私は当初から反対をしております。取りつけ道路建設などで県公安委員会から交通安全上の問題があると指摘され、協議が調わず、継続協議となっております。

この交通安全上の問題につきましては、私が平成17年3月議会の一般質問で、長い坂の途中から出入りし、危険であると指摘したところですし、塚田議員も同様に、交通安全対策の十分な検討が必要であると指摘をされました。市長の答弁は、絶好のロケーションであるなど、本論をすりかえるような内容でした。塚田議員の質問に対しては、国道事務所、公安委員会との協議はおおむね終了の見込みと答弁されました。これは今から1年半も前のことです。7月末に新聞報道があったように、公安委員会は交差点設置や周囲の交通安全対策などに問題があり協議を続けるということであり、長時間をかけて協議してきたにもかかわらず、工事の入札間際になって公安委員会が了承をちゅうちょするのは、よくよくのことであると思います。

このように、道の駅建設に関しては検討や協議・対応などが不十分なまま進められていると言わざるを得ません。1年半前の3月の一般質問の時点で真摯に対応がなされていれば、このような失態はなかったであらうでしょう。この事業は、施政方針で今年度の最重要事業の筆頭に位置づけられています。思いつきで始めた事業だからこのような失態が出るのだと思いますし、ひいては市民の不信感が募り、市の信頼失墜にもなるものです。2人の議員が交通安全上の問題を指摘したにもかかわらず、これをないがしろにして、なぜ真剣な検討や協議・対応をしなかったのか。このような状態では、職員がどんなに努力しても問題は解決しません。市長の強引な進め方が問題処理をおろそかにしているのではありませんか。美濃市政の最高責任者としてお答えください。

また、道の駅の位置としては初めから問題がある場所であり、さらには採算性の問題があります。採算性については、今まで抽象的な、あいまいな説明しかありません。つじつまが合わなくて説明できないのではないのですか。このまま建設した場合の将来の市の財政負担などを考えると、私は道の駅建設を中止するよう求めます。市長はどのように考えられるのか、お伺いします。もし建設を強行されるのなら、位置選定の問題、採算性の問題、将来の市の財政負担などについて、市長は市民に対してきちんと説明責任を果たすべきだと考えます。

3点目は、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージのコース選定についてお伺いします。

来年5月22日に美濃市でのツアー・オブ・ジャパンの開催が決まりました。これは国内最大級の国際自転車レース競技であり、このような大会を誘致するには、体育協会など関係者の皆さんの大変な御努力があったからだと思います。

しかしながら、私が大変心配しておりますのは、周回コースはどのような交通規制が行われるかということです。もし4時間から5時間も交通どめになれば、沿線の住民は大変なことです。少なくとも半道、浅野、神洞、片知、安毛、前野などの住民は地区外へ行き来できなくなるということであり、住民生活に大きな影響があるばかりでなく、企業などの経済活動にも支障が出ます。これほど大きな問題を解決するめどもつけずに競技を誘致することは、少々乱暴というものではありませんか。周回コース沿線で生活している住民の理解と協力を得るのが先決ではないでしょうか。またしても、市長が決めたから市民は協力しな

さいということでしょうか。市長が主人公で、市民不在ではありませんか。道の駅建設と同じように、大きな問題点を置き去りにして見切り発車してしまうという事業の進め方には賛同はできません。

しかし、決まってしまったものを今さらどうしようもありませんが、周回コース沿線の住民や企業の理解が得られれば結構ですが、十分な理解が得られない場合は、妙なこだわりを捨て、関市や山県市へも協力を仰いで、旧武芸川町や洞戸村、美山町などを通して一周するだけのコースに変更すれば、沿線住民や企業への影響は小さくなると思います。

私は、ツアー・オブ・ジャパンの開催に反対しているのではなく、進め方に問題があると感じています。周回コースの交通規制はどのようになるのか。また、市長は周回コース沿線の住民や企業への説明や理解を後回しにして誘致を決めたのはなぜか。さらに、市民生活や経済活動に配慮したコースへの変更の考えについてお伺いします。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

野倉議員の質問の1点目、市役所ロビーでのケーブルテレビ加入受け付けや相談会についてお答えをいたします。

テレビ放送のデジタル化への完全移行は残すところ5年を切り、総務省や民放によるテレビでのPRが盛んに行われているところであります。美濃市におきましては、テレビのデジタル化、難視聴対策、インターネット環境の充実、地域防災情報の提供などの取り組みとして、昨年秋から始めたテレビ共同受信施設組合や、自治会を対象にケーブルテレビ導入についての説明会を開催し、8月末現在141回、延べ出席者数約4,680人の市民を対象に説明をしてきたところでございます。既に市内全域にあります37のテレビ共同受信組合のうち、7割を上回る29組合が解散の意思を示され、ケーブルテレビへの移行が決定されているところでございます。

議員御質問の、市役所ロビーで事業者が加入受け付け窓口を開設していることは適切な行為か、使用許可の理由や使用料についての質問でございますが、地方自治法では、行政財産は、その用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可できるとされております。また、美濃市公有財産及び債権の管理に関する規則の中での行政財産の使用許可基準では、市の施策の普及宣伝その他公共の目的の場合は、行政財産の使用の許可をすることができるとされているところであります。

市が進めているケーブルテレビの導入は、総務省東海通信局が有線テレビジョン放送施設の変更許可をした事業者に対し、国、県、市が事業費の補助を行い、デジタル化対策、ブロードバンド化など、今後の情報化社会に対応可能な社会資本の整備をするもので、市出資の第三セクターによる事業として公益性が高いこと。また、この事業は市内全域で多くの市民にかかわることであり、市民福祉の向上、住民への利便性を図ることを目的として、公共施設の一部を一定期間貸与するものであります。事業者への公共施設の目的外使用許可は、許

可基準の範囲内であると判断しております。

また、使用料につきましては、公益性が高いことから無料としているところであります。

ケーブルテレビにつきましては、来年4月の放送開始を目指し取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に質問の2点目、道の駅の建設についての一つ目、交通安全上の問題は過去に一般質問で指摘したが、なぜその時点で真摯に対応しなかったのかについてお答えをいたします。

市は、平成15年4月より道の駅に隣接する市道交差点等について県公安委員会と協議を開始しまして、平成16年10月に道路交通法95条の2第1項の意見（事前）聴取に対する回答がありました。昨年の3月議会において野倉議員の御質問いただいた時期には、交通安全に関する明確な意見や指摘はございませんでした。その後、平成17年11月まで、これまでの市と県、公安委員会との協議をもとに、市と岐阜国道事務所及び県公安委員会の三者において協議を重ねてまいりまして、これを踏まえ、平成18年5月に岐阜国道事務所は曾代地区内の国道156号線道路改良に伴う意見聴取を県公安委員会に対し提出いたしました。この意見聴取に対して県公安委員会より、交差点や道路改良については、道路構造令により設計されているものの、交通安全上問題ありとの趣旨の御意見がありました。

市、岐阜国道事務所は、県公安委員会からの平成16年10月の道路法95条の2第1項の意見（事前）聴取に対する回答を踏まえて、県公安委員会との事前協議を重ねてきて、設計業務を進めた上での意見聴取でありましたが、改めて問題点についてどうしてかという確認をいたしたところであります。今までの県公安委員会、岐阜国道事務所、市の三者協議を前提として、その上、より安全な道の駅をつくるということで改めて共通の合意をしたところであります。

市、岐阜国道事務所としても、道の駅は当然右左折が必要であることから、県公安委員会と、7月27日、8月7日及び8月23日の3回にわたり、三者で道の駅の設置に伴う国道と市道の交差点など交通安全対策について最終調整を進めてまいりました結果、県公安委員会の意見として、道の駅は不特定多数の車が出入りすることから、交通上のより安全を確保するため、道の駅交差点と道の駅から直接出る国道156号線並びに曾代中央線への交通制限が必要であるということになりました。一つ、国道の郡上方面からの右折は道の駅交差点のみとし、直接道の駅乗り入れへの右折の進入禁止、道の駅からは直接国道への右折の禁止。次に、道の駅交差点では南進右折はできますが、北に向かつての国道から曾代中央線への右折の禁止、道の駅交差点から曾代中央線への直進と国道へ右折の禁止の意見がありました。

この協議の中で、現在、岐阜国道事務所は泉町交差点に向けての歩道拡幅工事を順次進めていく計画でありまして、その中で美濃交番付近の道路改良などを早期に進めて、郡上方面に向かつての見通しが確保できれば、状況など確認の上、道の駅交差点から国道への右折が可能であるといった協議の合意に至ったところであります。

今後、市道道の駅交差点から国道への右折が可能になるまでの当分の間、利用者の皆様には御不便をおかけしますが、交通安全対策に努めてまいります。市としましては、岐阜国道

事務所に対し、早い時期に国道 156号の道路改良対策を講じていただけるようお願いし、右折可能となるよう努力してまいります。

次に二つ目の、道の駅建設には多くの問題があり、この際、事業の継続が難しいと考えるがどうかについてお答えをいたします。

先ほどの交通安全上の問題も、県公安委員会との調整を進め、国道の改良工事完了までの当面の間の制限と、国道改良工事完成後に公安委員会の現地確認の上で、制限解除の見通しも合意に達したところであります。今後は、岐阜国道事務所が施行される国道改良工事の早期完成をお願いし、市としての協力を進めたいと考えております。

また、信号機の設置につきましても、工事完了後、早い時期に設置ができるよう要望してまいります。

採算性につきましては、現在、株式会社美濃にわか茶屋において、この交通制限による営業への影響の検討を進めておられ、来客者の皆様にわかりやすい案内を行い、最小の影響で乗り切れるよう、営業方針や方法も含め、シミュレーションを行っておられると報告を聞いております。

また、この道の駅は、今までに議会の全員協議会での説明や一般質問でもお答えしてきましたように、交通安全施設、地域の活性化や農業の振興施設、サイクルツアーの拠点施設、さらには地域の防災施設として大きな位置づけを持つ美濃市の最重点施策の一つでございます。市民の皆様や議員の皆様の中の一部には、この道の駅建設についていろいろの面から否定的な御意見をお持ちの方もいるのは存じておりますが、今後とも機会のあるたびに説明を重ねてまいりますので、議員におかれましても御理解と御協力を賜りたいと考えております。

次に質問の3点目、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージのコースの選定についてお答えをいたします。

美濃市は、「スローライフシティ」をまちづくりの基本に置き、自然に優しく健康である自転車を活用したまちづくり「サイクルツアー構想」のもと、美濃サイクルツアー推進計画を進めているところであります。市民の皆様には、日常生活の中で車から自転車への転換を図っていただいて、環境に優しいまちづくりを進めていくとともに、観光客にも道の駅などを拠点とする自転車コースを推奨し、自転車の魅力や関心を高めていきたいと考えているところであります。

今回のツアー・オブ・ジャパンは、文化芸術部門の紙の芸術村事業に続いて、国際的なスポーツ大会であり、美濃市をさらに国内外にPRする絶好の機会と考えております。

去る7月28日、自転車月間推進協議会の総会において、来年5月22日に第11回ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージを開催することが満場一致で決定されました。ツアー・オブ・ジャパンは、有名なツール・ド・フランスの日本版であります。ツール・ド・フランスはフランスの国民的競技であり、3週間にわたりフランスを駆け抜ける競技であります。ツアー・オブ・ジャパンは、大阪・東京を1週間かけて各ステージで競技を行います。美濃市ではこ

れを受けまして、8月18日には、知事には名誉会長、市長が会長、実行委員長を体育協会長とするツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ実行委員会が発足したところでございます。

さて、御質問の一つ目、周回コースの交通規制はどうなるかについてでございますが、美濃ステージは、大阪ステージ、奈良ステージの後の大会3日目の火曜日に行われます。うだつの上がる町並みで午前9時から開会式を行い、その後、市街地をパレード走行し、9時30分ごろ横越からレースを開始いたします。レースは、横越、藍川団地、極楽寺、大矢田、半道、御手洗、上野、蕨生、谷戸、長瀬、安毛、前野、そして横越へ帰ってくる21.3キロメートルを7周半して美濃和紙の里会館前にゴールするコースで行われます。

交通規制につきましては、関署、県警とも協議し、御指導をいただいているところでございますが、基本的には、レース中、大会関係車両以外は原則全面通行どめとなります。スタートからゴールまでの4時間から5時間、コース沿いの住民の皆さんや企業の方々には、車両の通行どめによって大変御迷惑や御不自由をおかけすることになるものと思っております。国際レースが美濃市で行われますこの一日を市民の皆様には十分御理解と御協力を得て、ともに有意義な大会にしていきたいと考えているところでございます。具体的な内容につきましては、実行委員会を中心に詰めているところでございますので、今後、地元や企業などの説明会や、広報などを通じて市民の皆様方に順次お知らせしてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に御質問の2点目、周回コース沿線の住民や企業への説明や理解と協力を後回しにして誘致を決めたのはなぜかについてお答えをしたいと思います。

昨年の夏、体育協会から、国体へつながる国際的自転車レースであるツアー・オブ・ジャパンを美濃市で開催したいので市の協力をお願いしたいとの申し出がありました。平成24年の岐阜国体の自転車競技も内定しており、サイクルツアー推進モデル地区の指定を受けている美濃市にとって大変タイムリーな企画であると判断いたしまして、早速誘致をするために事務局である日本自転車普及協会に体育協会長とともにお願いに参ったところでございます。美濃市以外にも大会誘致を目指した自治体もあったようでございますが、美濃市での開催を早期にお願いした熱意が先方にも伝わり、今回の美濃ステージの開催に至ったと考えております。

誘致につきましては、昨年の12月、ことしの6月議会、そのほかさまざまな機会を通して、市民に誘致を進めていることをお伝えしてまいったところであります。また、本年5月17日の第10回ツアー・オブ・ジャパン南信州ステージには、体育協会、コースに係る連合自治会の役員の皆さん、教育関係者、そのほか大会の御協力が必要な方々51名で事前視察を行ったところであります。

自転車月間推進協議会から正式決定いただいたのは7月28日でございますが、正式決定の前の不確定な状態でございますので、住民や企業の皆様には詳しくお話しするには至っておりません。正式決定をいただいた今、各自治会には説明会の開催のお願いをしているところでございます。実行委員会で説明会の計画を立てて、できるだけ早い時期に係る皆様に

先ほどの交通の問題もあわせて御説明に入り、御理解と御協力をいただくよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に御質問の三つ目、市民生活や経済活動に配慮したコースに変更してはどうかということですが、先ほど申し上げておりますように、このコースは平成24年の岐阜国体自転車競技の内定をいただいているコースであります。国体コースを決めるに当たりましては、美濃市以外のコースも含めさまざまなコースを検討し、このコースに落ちついた経緯がございます。

清流板取川・長良川沿いをめぐるとこのコースは、美濃市らしさを発揮できるすばらしいコースと自負しております。また、事務局である日本自転車普及協会や世界自転車連合の役員の方が、過去3回、このコースの視察をされております。すばらしいコースであるとお墨つきもいただいておりますので、沿線の方々や市民の皆様にも十分御理解と御協力をいただいで進めてまいりたいと思っております。どうか御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁させていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（兎山廣茂君） 16番 野倉和郎君。

○16番（野倉和郎君） 質問3点について御意見を申し上げます。

1点目、市役所ロビーでのケーブルテレビ加入受け付けについてです。

市民の間には、市役所は事業所と一緒に営業をしているという声があります。変な疑惑を招くことのないように、公正に粛々と進めていただきたいものです。

私は、3月議会の討論でも申し上げましたが、ケーブルテレビ導入に当たっては、市の内部でのデジタル放送に対応するための調査・研究や検討が不十分なまま決定されてしまったような感があります。テレビ放送のデジタル化は国策であります、国の本当のねらいは、国民がテレビを買いかえることにより200兆円を超える経済効果にあるとも言われております。放送局も合計で1兆2,000億円の投資が必要だそうです。まだ5年近くの歳月があり、それまでには美濃市にとってさらに有利な手段・方法が出されるかもしれません。なぜ美濃市はこんなに急いでケーブルテレビ導入を決定しなければならなかったのか、私にはよくよく理解できません。今後も新しく事業を始める場合には、十二分に調査・研究をしてから決定されるよう意見を申し上げます。

2点目の、道の駅の建設についてです。

採算性や将来の市の財政負担などについて今までにあった説明は、根拠に乏しく、理解も納得もできないものです。位置設定については、土地買収が先行し、道の駅は後から取ってつけたもので、もともと道の駅にはふさわしくない位置であり、初めから無理があったのだと思います。

現在、全国で道の駅として登録されたのは845カ所あるようですが、国道へ出るのに左折はできるが右折はできないのは、美濃市の道の駅「美濃にわか茶屋」だけでしょう。道の駅をつくることだけに一生懸命となり、住民への説明も不十分であり、問題を残したまま見切

り発車をしてしまったその結果が今回の失態となってあらわれた。財政的に不安がある美濃市にとって将来のお荷物にならないよう、この際、道の駅建設を中止し、賢明な判断を下されるよう意見を申し上げます。

3点目の、ツアー・オブ・ジャパンについてです。

先ほども申し上げましたように、私はツアー・オブ・ジャパンの開催に反対しているのではなく、進め方に問題があると言っております。市民に押しつけるのではなく、周回コース沿線住民や企業には後先になってしまった非礼をおわびし、よく説明して理解と協力をいただく努力をしてください。理解と協力が難しいときには、速やかにコースの変更を決断されるよう意見を申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） 次に、6番 市原鶴枝君。

○6番（市原鶴枝君） ただいま発言のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、わくわく元気推進事業についてと、障害者自立支援法についてを質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、わくわく元気推進事業についてでございますが、厚生労働省では、平成10年度から、21世紀の日本社会をすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためには、すべての国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るため、壮年死亡を減少させ、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間、いわゆる健康寿命を延伸させることなどを目的に、個人の力と社会の力を合わせて国民の健康づくりを総合的に推進するための「健康日本21」を10年計画で推進しております。

これからの少子・高齢化社会を健康で活力あるものにしていくためには、単に病気の早期発見や治療にとどまるのではなく、健康を増進し、発病を予防する1次予防を重視すること、生活の質を高めることにより、実り豊かで満足できる生涯づくりを目指すことが必要でございます。このため、国民の健康増進、疾病予防及び生活の質の向上を図るために必要な対象分野を設定し、それぞれの分野における保健医療水準の指標となる具体的な目標を定め、これを達成するための諸施策を具体化した健康日本21を、多くの人々の協力を得ながら策定・実施すると定められております。

美濃市においても、健康づくりの指針として「わくわく元気プラン美濃21」が策定されており、「健康」と「元気なまちづくり」を一連の目標としてとらえ、一人ひとりの努力とあわせて、健康づくりをする人が健康づくりを続けられるよう地域全体で支援する環境づくりが基本理念に置かれております。

平成18年度の施政方針の中で、市民の質の高い生活の基本は健康であり、わくわく元気プラン美濃21に基づいて本年は数値目標を掲げ、疾病予防、食生活、運動など生活習慣の改善、子育て環境の充実、心の問題など、具体的な事業としてわくわく元気推進事業を立ち上げ、民生部を中心に関係部署全部でこれを強力に推進して、市民の健康増進、生活の質の向上、健康寿命の延伸に努めることとされています。

その事業でありますわくわく元気推進事業では、糖尿病など生活習慣病予防のため、関係部署が横の連携を密にした健康指導を実施されていることと存じます。先日もその一環として講演会を開催されましたが、その御努力に感謝をいたしております。

しかし、生活習慣病の代表でもある糖尿病、またその予備軍は全国的にもふえ続け、珍しくもない聞きなれた病名ではございますが、放置すると大変恐ろしい病気でございます。そして、糖尿病というと太った中高年の病気というイメージがありますが、若年層の糖尿病がふえております。日本人は体質的に糖尿病になりやすく、40歳以上の3人に1人は糖尿病、またはその予備軍とも言われております。生活習慣病に対する予防対策のさらなる強化により、気になるこれらの病気を予防することにより、健康なまちづくり、ひいては医療費の削減などの効果を期待するところでございます。

さて、この糖尿病、またその予備軍等の発症率が岐阜県内でも中濃地区は高く、特に美濃市は高いと言われております。美濃市及び岐阜県、あるいは国内の発症率、または受診率、美濃市の発症率が高いとすれば、その原因がどこにあるのか推定できるのでしょうか。

そこで、当市の健康課題でもあります糖尿病に関連しまして、2点ほど質問させていただきます。第1点目として、その原因、受診率などの実態と生活習慣病に対する推進状況について、第2点目として、数値目標及び今後の予防対策として総合的にどのような取り組みを計画されているのか、お尋ねをいたします。

次に、障害者自立支援法についてお尋ねいたします。

平成18年4月1日、障害者自立支援法が制定され、10月1日から施行されることになりました。障害者の自立を支援する法律は、バリアフリー、あるいはノーマライゼーションという考え方の中で、障害者が健常者と同じように暮らせる社会を目指していますし、その究極の目的が障害者の自立であることは間違いありません。

さて、今回の障害者自立支援法とは、障害者及び障害児が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるために定められた法律であります。従来の支援費制度にかわり、障害者に費用の原則1割負担を求め、障害者の福祉サービスを一元化し、措置から自立に向けた支援をする法律でございます。しかし、応能負担から応益負担への移行で障害者の経済的負担が増すことは事実であり、その結果、経費を抑えるためにサービスを受けない人、また受けられない人が出てきます。法律には、障害者の雇用促進を支援するために、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう福祉側から支援すると明記されておりますが、5年後、こんな未来は本当に来るのでしょうか。

ある市の授産施設では、障害者に支払われる給料より利用者の負担額の方が高くなり、負担額が重荷となって授産施設をやめたという事実が出てきております。こうしたことから、全国的には横浜市、県内では可児市や高山市などが利用者負担を減らす施策を実施すると新聞報道等で聞き及んでおります。

さて、こうした現状は美濃市の授産施設も同様かと存じますが、このことに関連して質問をいたします。当市において、負担額が重荷となり、やめざるを得ないというような対象者

があるのでしょうか。また、市として、負担が課せられた原則1割の福祉サービス利用料のうち、授産施設に通う障害者の負担分を軽減措置するというようなお考えはあるのかどうかをお尋ねいたします。

以上、わくわく元気推進事業についてと、障害者自立支援法について質問させていただきましたので、よろしく御答弁のほどをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） 助役 太田松雄君。

○助役（太田松雄君） それでは、市原議員の一般質問の1点目、わくわく元気推進事業についてお答えいたします。

市では、「みんなの願い・元気で長生き日本一」を目標に掲げ、わくわく元気プラン美濃21を平成16年3月に策定し、すべての人や関係団体等が協働して、明るく楽しく健康づくりの輪を広げるために取り組んでいるところでございます。

一つ目の質問、糖尿病が他市より多いが、その原因と発症率などの現況につきましては、保健センターで実施しております基本健診の結果から見ますと、糖尿病の検査で異常のあった人の割合が、平成16年度では当市は16.3%、県平均では11.9%となっております。一方、平成17年度国保疾病統計の年代別によりますと、50歳から54歳の受診率は3.64%であります。55歳から59歳の受診率が7.87%で、2倍強とふえ、県平均の6.14%より1.73ポイント高くなっております。その原因は、市民健康意識調査で見ますと、50歳代男性の肥満と多量の飲酒をする人が県の平均より多いこと。また、基本健診時の調査では、50歳代は20歳ごろに比べますと7キロから8キログラムの体重が増加していることとなっております。また、平成17年度の国保疾病統計の被保険者全体で見ますと、受診率で県平均の5.7%に対し、当市は6%で、県下市町村の中で14番目であり、1人当たりの受診費では県平均が1,605円に対し、当市では2,306円と、県下で2番目となっております。

こうした現状を踏まえて、平成17年度末から、保健センターを中心に保健、医療、福祉、教育の関係課が一層連携し、市民の健康づくりを推進することといたしました。まず各部署での事業の現状把握をするとともに、相互の事業のすり合わせや、今後重点的に取り組む方向の確認などを行い、生活習慣病対策を重点施策として、小児期から高齢者まで、幅広い年齢層の健康づくり運動に取り組んでいるところでございます。

次に二つ目の質問、予防のため数値目標など今後の取り組みにつきましては、総合的にはわくわく元気プラン美濃21において各施策や事業の数値目標を定め、達成年度を平成23年度としております。

これらを推進するため、わくわく元気推進事業では、みんなで取り組む第一歩として、「早寝、早起き、朝ごはん」をキャッチフレーズに、三つの目標を掲げて推進することといたしました。一つ目は、朝食欠食率を低くすること。当面は、小学生では現状5%を2%に、中学生では現状14%を7%にそれぞれ設定しております。二つ目は、糖尿病患者を減少させること。特に患者数の多い55歳から59歳における受診率は現状7.87%を県平均並みの6.14%に数値目標を設定し、国保被保険者全体の受診率と1人当たり医療費が県平均以下にするこ

とを目標としています。三つ目は、市民の健康寿命の延伸を図ることといたしております。その一つの取り組みといたしまして、先ほどもお話がありましたように、去る9月9日に、「糖尿病を押さえ込もう」と題して、「糖尿病と上手な生活」をテーマに岐阜大学医学部の武田教授の基調講演と、「これからの糖尿病の予防、治療、病診連携」をテーマにパネルディスカッションを開催しました。

今後の各部署の取り組みとしましては、保健センターでは、一つ目に、基本健診の目標受診者を1,930人とし、昨年より3.1%増の受診率を設定して取り組んでおります。基本健診で血糖検査の数値がやや高目の方を対象にした「DM 110番の会」。メタボリックシンドローム、いわゆる内臓脂肪型肥満の人で、高脂血症、糖尿病、高血圧を二つ以上持っている人を対象に「おなかぺったんこ作戦教室」を開催し、糖尿病や肥満解消のため各自の個別支援を行っております。また、美濃病院と連携し、糖尿病の講演会の開催などで啓発活動を行っていきます。二つ目に、集団検診結果説明会は、特に検査結果が悪かった欠席者の方には家庭訪問をし、生活習慣の見直しや健康の大切さを説明するなどの支援を積極的に行ってまいります。三つ目に、疾病の早期予防対策では、新たに腹囲測定を加えたヤング健診、小学校5年生の児童に保護者を加えた親子健診などを開催し、メタボリックシンドロームの啓発を行っていきます。これらの事業の受診者を昨年の10%増の目標値を設定し、取り組んでいるところでございます。

高齢福祉課では、高齢者を対象に、介護予防を重点に、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防事業や運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上などの事業を進めております。

市民課では、国保加入者の健康チェックや疾病の早期発見を目指して、人間ドックの助成や、本年度から糖尿病を初めとする生活習慣病予防としてヘルスアップ事業を進めてまいります。

美濃病院では、糖尿病患者を対象に、専門医療スタッフによる学習会、美濃糖友さくら会の開催。継続治療として、糖尿病専門外来、禁煙外来、脳卒中・頭痛専門外来を開設しています。また、中濃地域の先駆けとして糖尿病センターを設置して、糖尿病の拠点病院となるよう努めていきたいと考えております。

学校教育課では、小児生活習慣病の予防のため、幼稚園、小・中学校の保護者を対象とした生活習慣病予防の講演会。給食センターとの連携による小学校5年生を対象とした食育指導や、全児童を対象に朝食の欠食率調査や、食事の大切さを理解させ、欠食の減少を目指しております。

また、生涯学習課では、「1市民・1芸・1スポーツ・1ボランティア」を実践目標として、スポーツイベント、いきいきまちづくり講座などの健康増進事業を一層進めてまいります。

今後も、市民の健康増進などのために、保健、福祉、医療、教育の関係課がさらに連携して、わくわく元気推進事業を積極的に推進していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、市原議員の一般質問の2点目、障害者自立支援法についてお答えをいたします。

この法律は、現行の障害福祉に関する諸制度を整理・統合するなど、制度全体を抜本的に見直し、障害福祉サービスの向上を図るとともに、将来にわたり安定した制度へと転換することを目的として制定されております。

議員御質問の、障害者自身の負担が課せられた原則1割の福祉サービス利用料につきましては、市内にある障害者の方が通所されている授産施設は、みのりの家作業所1ヵ所でございます。この施設は、心身に障害がある方に働く場所を提供し、必要な訓練を行うことにより、自立更生を図る目的で市が設置し、社会福祉法人美濃市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、運営しているものでございます。

この10月からの通所者に対する負担につきましては、県内の、みのりの家作業所と同様な施設のほとんどが、当分の間、1割の利用者負担金を徴収しない状況にあることと、施設設置目的が福祉的作業所としていることから、当分の間、みのりの家作業所の利用者からは負担金を徴収せずに運営していきたいと考えているところでございます。したがって、利用者負担金が重荷になることなどは生じないことになると思っているところでございます。

一方、市外の授産施設へ通所している方もありますので、今後、他市の状況も参考にしながら、市で支援する方向でできる限り負担をかけないように検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 6番 市原鶴枝君。

○6番（市原鶴枝君） 御答弁ありがとうございました。おおむね了解はいたしました。

再質問ではなく要望でございますが、わくわく元気推進事業につきましては、各部署での詳しい取り組みにつきまして御答弁をいただき、安心をいたしました。このわくわく元気推進事業の強化により、市民の健康増進、疾病の予防及び生活の質の向上を図り、健康で元気なまちづくりを目指し、短期では成果は望めないかもしれませんが、近い将来には、もっともっと健康寿命の延伸、ひいては医療費の削減等が数値としてその成果をあらわすことができますよう期待とお願いをいたします。

また、障害者自立支援法につきましては、授産施設みのりの家作業所の利用料は自己負担免除とのことで安心をいたしました。障害者にはまだまだ働く場所も限られており、自立更生を図ることは厳しい現状であります。少しでも手厚い福祉の提供や支援により、安心・安全な生活を健常者とともに過ごすことができますよう願ってやみません。市外への通所者等の御配慮も前向きな御検討を強くお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（児山廣茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 森福子君。

○2番（森 福子君） 発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問2点についてお尋ねいたします。

「地球に優しい暮らしをしよう」「リサイクルを心がけよう」、このフレーズは、使って捨てる消費時代にあつて、環境問題に関心を持つボランティア団体等の人々を中心に使われてきました。今では行政等からの啓発も加わり、生活の質を重視する意識の芽生えから、だれもが耳にする言葉になってきました。

1998年、国においては、京都議定書の着実な実施に向けて地球温暖化対策推進大綱が決定されました。大綱には、循環型社会の構築に向けて、国、自治体、生産者である企業、消費者である国民があらゆる立場で努力する必要があるとされ、特徴として国民生活に直接かわるライフスタイルの見直しが盛り込まれるなど、法的措置を初めさまざまな取り組みが進められてきました。

本市も、こうした役割分担のもと、循環型社会形成推進基本法に定められた計画について、廃棄物の発生抑制を初め、循環的な利用と適正な処分の実施をしていくことを必要とし、中でも基本施策であるライフスタイルの見直しのための普及啓発や情報提供等の推進について、市民の皆さんに御理解と御協力をいただき、日常生活の中でできる家庭レベルの削減策として、分別とごみ袋の有料化などを実施されてきました。しかし、ごみ袋の有料化も、効果が見られた数年前と異なり、有料化の逆定着で最近ではふえつつあると聞いています。私たちが日常生活やさまざまな活動から生ずるごみについて、ルールを守って指定された日時と場所に出しさえすれば、ごみは自治体の手で安全に処理をしてくれます。便利な飽食の時代にあつても、生活環境は保たれますが、年々ふえ続けるごみの諸経費等は地方財政を圧迫することも予想されています。

そこで、1点目のごみの現状について、一つ目の市内のごみステーションの数、二つ目の可燃物、不燃物の年間量及び処理に関するすべての経費、三つ目のごみ収集車の走行経路と1台当たりの走行距離について、一括して民生部長にお尋ねいたします。

次に2点目の、ごみの減量化に向けての方策についてですが、私たちの暮らしの変化とともに多種多様なごみがふえ、特に生ごみとプラスチックについてどのように減量化を進めるかが今後の課題とされています。

美濃市第4次総合計画・後期基本計画においても、「捨てればごみ、生かせば資源」、こうした広報活動が定着するよう市民の意識の高揚を図るとされ、5年後のごみ処理の充実について目標値など設定をされています。これまでも本市は、不要になったものを再利用していただくフリーマーケットの開催など、ごみにしない試みを実施されてきましたが、今後は、

むだなものは買わない、過剰包装を断る、すぐに捨てないといった意識啓発の取り組み、リデュース、リユースの実現について、行政として一層のリーダーシップに私は期待をするものであります。

そこで、一つ目の啓発活動について、市民との協働の視点で、子供たちを中心にした親子参加型の企画について御提案をさせていただきます。

子供たちは、学校等で環境について学んでいます。そうした子供たちのフレッシュな気持ちを大人の私たちは大切に受けとめなければと思います。例えば、過剰包装などをなくすための買い物用手提げのマイバックの普及に向けて、子供たちの自由で夢いっぱい表現するオリジナルマイバックの作成など、市民の方が多く集まるイベントなどに実施されてはいかがでしょうか。

次に二つ目の、ごみ袋の改善化についてですが、市内には鳥獣の被害を受けるごみステーションもあると聞いています。鳥獣被害が問題化している自治体では、試験的にごみ袋をカラー化し使用したところ、被害が改善した例もあると聞いています。こうしたごみ袋の改善には、カラー化のほかにも、取っ手をつけて使いやすくしたものなどがありますが、新たなごみ袋の改善化は、現在の本市指定のごみ袋よりコストが高くなる可能性もあるかと思えます。ごみ袋の改善化について、どのようにお考えでしょうか。

以上、民生部長にお尋ねいたします。

○議長（児山廣茂君） 民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、森議員の一般質問の1点目、美濃市におけるごみの現在の状況についてお答えいたします。

質問の一つ目の、市内ごみステーションの数につきましては、円滑なごみ収集を促進するため、現在、総数で456カ所設置しております。なお、このごみステーションは併用しておりますので、個々には可燃ごみ用が412カ所、不燃ごみ用が287カ所、リサイクル用が244カ所となっております。現在のごみ収集コースの設定、収集車及び収集業務員の業務量からいって、ほぼ限界に近づいております。しかし、近年、市内にもアパート、マンションなどの集合住宅が建設され、新規ごみステーション設置の依頼がありますので、これらにつきましては、収集範囲及び範囲内の世帯数など一定の基準を設け、これに適合した場合、新規設置を許可している状況でございます。

質問の二つ目の、可燃物、不燃物の年間量と諸経費につきましては、平成17年度の市全体のごみの量は、可燃ごみ6,297トン、不燃ごみ842トン、粗大ごみ58トン、リサイクルごみ1,139トンの合計8,336トンであり、このうち市の収集分が可燃ごみで4,179トン、不燃ごみ539トン、粗大ごみ42トン、リサイクルごみ1,139トンの合計5,899トンで、前年対比6トンの増加となりました。その内訳は、可燃ごみでは85トンふえ、不燃ごみは2トン、リサイクルごみは77トンの減少となりました。事業系のごみとなる一般廃棄物収集運搬許可業者の収集量は、可燃ごみ1,276トン、不燃ごみ100トン、粗大ごみ0.3トンの合計1,376トンであり、前年対比180トンの増でありました。また、市民の方が直接施設に持ち込まれるご

みの量は、可燃ごみ 842トン、不燃ごみ 204トン、粗大ごみ15トンの合計 1,061トンであり、前年対比 462トンの減少でありました。

これに係る経費につきましては、市の収集業務では清掃業務員13名が車両8台で収集しており、17年度決算見込み額で1億 2,090万 4,000円で、トン当たり2万 496円となっております。中濃広域行政事務組合への処理経費負担金は1億 3,686万 5,000円で、トン当たりの経費は1万 6,419円となりました。また、市民1人当たりのごみの年間搬出量は349キログラムとなり、その処理経費は1万 2,883円かかったことになりました。

質問の三つ目の、ごみ収集車での走行経路と1台当たりの走行距離につきましては、可燃物収集では、月・木曜日に美濃及び中有知地区を3台の収集車で運行し、1台当たりの1日平均運行距離数は約49キロメートルであり、火曜日、金曜日に美濃地区の曾代、前野、安毛及び洲原、下牧、上牧、大矢田、藍見地区を3台の収集車で運行し、1台当たりの1日平均運行距離数は約93キロメートルでありました。また、不燃物及び粗大ごみの収集では、4台の収集車で運行し、1台当たりの1日平均運行距離数は約78キロメートルであり、リサイクル収集は5台の収集車で運行し、1台当たりの1日平均運行距離数は約69キロメートルという実績であります。

次に質問の2点目の、ごみの減量化に向けての方策についての一つ目、啓発活動についてお答えいたします。

美濃市は「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指して、「スローライフシティ」をキーワードに「環境」を重点施策の一つとして掲げております。循環型社会の形成に向けてごみの減量化は重要な課題であり、市民と協働してこれを促進していくためには、市民により一層のごみに対する意識を持ってもらうことや、ライフスタイルそのものを変えていく啓発活動が必要であると考えております。

生ごみの発生を抑制する食品の有効利用や、食べ物を残さない運動、過剰包装など発生時点でのごみを絶つ運動などが大切であります。大人だけではなく、次代を担う子供たちにも早い時点から資源の有効活用など、ごみに対する正しい教育を実践していく必要があると考えているところでございます。その方策として、今年度から実施していますいきいきまちづくり講座のメニューにごみ減量化とリサイクルの推進を掲げ、減量化対策に取り組んでいただけるサークルや団体に積極的に出向いていくとともに、「広報みの」によるごみに関する特集号の発行、フリーマーケットの開催、また市民の方が多く集まる市産業祭において、ごみの減量化対策等環境ブースの開設のほか、議員御提案のように、親子で参加できるマイバック運動啓発を兼ねたマイバック袋お絵かきコーナーなどを実施し、ごみ減量化の啓発活動に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

二つ目の、ごみ袋の改善化につきましては、当市の場合、平成9年度から現在の可燃ごみ用、不燃ごみ用、2種類の指定ごみ袋を導入しております。

議員御提案のごみ袋のカラー化につきましては、カラスによるごみ袋飛散防止のため黄色が効果があるということで、東京都杉並区が実施しているとのことですが、県内では各務原

市が本年1月から一部の地域で実験的に実施している状況となっております。当市の指定袋は、現在、可燃物が乳白色、不燃物を透明にしておりますが、これは指定外のごみ及び危険物の混入を防ぐため目視ができるようにしております。カラー化は主としてカラス対策であり、当市の場合は猿、犬、猫などの被害もあり、カラー化のためのコストや利便性など、メリット・デメリットを十分研究して結論を得たいと存じます。

なお、過去には、平成15年9月に指定ごみ袋の検討資料といたしまして、取っ手つきのごみ袋など、形状、材質などについて、市廃棄物減量等推進委員、乳幼児家庭教育学級参加者などを対象にアンケート調査を実施しました。その結果、取っ手があった方がよいとの意見は57%ありましたが、反面、取っ手をつけることにより生産コストが高くなり、購入価格が高くなるのは困るとの意見がありました。また、取っ手は必要がない、どちらでもよいとの意見も42%あり、現在のままでも十分縛れるなどの意見もありました。

現在の指定ごみ袋の材質は低密度ポリエチレン製で、引っ張れば伸びる材質であり、たくさんのごみを入れても破れにくく、縛りやすいものであります。今後は議員の御提案について、他市の状況を調査するとともに、市民の御意見もお聞きしながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 次に、5番 武井牧男君。

○5番（武井牧男君） 一般質問2点をさせていただきます。

最初に、出産育児一時金の受領委任払いの取り扱いができないかについてお尋ねをいたします。

本市においても、人口の減少、特に少子化が大きな問題になっております。結婚も出産も個人の意思で自由に選択できる時代です。けれども、働く環境や育児費用の増大などの理由で、やむを得ずあきらめている。こうしたことを解決すべく、国も地方においても子育てが安心してできる社会づくりを目指していかなければならないと思います。

出産に際しても、医療機関に支払う分娩費も高額になり、出産育児一時金が赤ちゃん1人につき30万円、10月からは35万円に増額され支給されますが、その一時金を受け取るまでには請求してから1ヵ月近くかかる仕組みになっています。そのために、高額の分娩費を親が一たん立てかえる必要があります。高額の分娩費を親が一たん立てかえる制度の改善を求める声が寄せられております。

出産の家庭負担を軽減するために、出産費用総額から出産一時金を差し引いた金額を支払うだけで済む改善策、その改善策は、出産予定日の1ヵ月前から被保険者による事前申請、受取人代理という方法で、被保険者からの支払いではなく、保険者から医療機関への支払いを申請、依頼手続きを受け付け、出産後に保険者である市町村などが医療機関に直接分娩費を支給する。その上限は、10月以降は35万円を上限に支給される制度です。

この改善策は、ことしの10月以降に厚生労働省から通知を受け、保険者と医療機関が同意したところから順次実施されることとなりますが、ただ、この制度は強制ではなく、各保険

者の任意での実施となるため、本市におきましてはこの制度の実施に向け取り組んでいただきたいと切に願います。実施されるかどうか、民生部長にお尋ねをいたします。

二つ目に、災害時情報の同報無線難聴世帯解消について、難聴世帯に防災ラジオの設置ができないか、お尋ねをいたします。

現在、災害情報は、同報無線、携帯メールによる防災情報の一斉配信等の方法を用いていますが、現在の同報無線で難聴地域が多くあり、聞き取りにくい、聞こえない、また冬季と夏季では風向きの関係で全く聞こえなくなるなどの声も聞いております。音量アップにも騒音問題が発生することから限界があります。今後、ケーブルテレビによる防災情報発信により、より多くの方に伝達する方法を考えてみえますが、加入状況を考えてみても、難聴世帯すべてが解消しないと思います。

そこで、私は防災ラジオの利用による方法が一番ベターではないかと思えます。

そこで、私たちの公明新聞、またその取り入れをされた町会議員に電話で尋ねた例について、ここでちょっと御報告いたします。

これは香川県三木町の取り組みについての紹介ですが、同町は昨年3月末に、これまでの有線放送による防災情報を流していた有線放送を廃止し、防災情報は野外に配置している防災無線放送で行っていましたが、本市と同じような天候などによって全く聞こえないという不安の声を解消するために、防災ラジオを導入したという記事でございます。具体的な方法として、2年間で全世帯配置されるよう初年度に2,100万円を予算化し、1台4,000円で、町民の個人負担は1,500円、町助成は2,500円、事業所においては3,000円負担、町助成1,000円でスタートされ、2年間で1万余の世帯配付を計画されているとのこと。購入数により防災ラジオの価格は、この町では4,000円ということでしたが、聞くところによると1台8,000円近くなることもあるそうです。防災ラジオを購入された町議の方からは、防災無線での情報は家の中にいたらほとんど聞こえず不安でしたが、防災ラジオは感度もよく、これで安心との声が寄せられているとのこと。

難聴世帯解消に向け、ぜひ本市も防災ラジオの導入を御検討されたらということで御提案をいたします。御答弁を総務部長にお願い申し上げます。以上。

○議長（児山廣茂君） 民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、武井議員の一般質問の1点目、出産育児一時金の受領委任払いの取り扱いができないかにつきましてお答えをいたします。

御質問の一時金につきましては国民健康保険のことと思われませんが、国民健康保険の出産育児一時金の受領につきましては、現在の条例では被保険者が出産したときには当該被保険者の属する世帯主に支給することとなっており、その支払いは、原則毎月20日に締め切り、月末に口座振替によりお支払いをしておりますので、世帯主からの請求書を受領した日から早い場合は10日、遅い場合は40日ほどの日数が必要としております。

平成18年9月1日付での県国保課からの情報では、新たな少子化対策の一つとして、国では、出産費用の負担軽減を図り、安心して出産できる環境整備を推進するため、出産育児一

時金の支払い手続の改善を図る案が示されたところでございます。その改善案は、被保険者が受領代理人を出産予定の医療機関として事前に申請しておき、出産したときに保険者から出産育児一時金の範囲内で出産した医療機関へ直接支払う制度となるようでございます。

議員御指摘のとおり、本市といたしましては、要綱を定めて、少子化対策の一つとしてできるだけ早く実施してまいりたいと考えているところでございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、武井議員の一般質問の2点目、災害時情報の同報無線難聴世帯解消について、難聴世帯に防災ラジオの設置ができないかについてお答えいたします。

美濃市全域に災害情報が一斉伝達できる同報無線は、軒下で聞くことを前提に設置しておりますので、屋内の場合は、放送が始まれば窓を開けるか、屋外に出て聞いていただくようお願いをしております。しかしながら、美濃市の地形上の問題で反響したり、風向きの関係などで聞こえない、聞きづらいとの御指摘をこれまでもたびたびいただいております。このため、年々屋外子局や孫局の増設を実施しており、現在では美濃市全域に85局の屋外子局及び孫局を設置し、保守点検に努めるとともに、機器の調整を図っております。

また、道路騒音や地形上の理由により、どうしても聞きづらい難聴地域では、その対策として、各家庭へ戸別受信機を配置して対応しております。さらには、この戸別受信機を平成16年度までに指定避難所及び公共施設に配置するとともに、平成17年度には全自治会長宅に設置し、必要に応じて自治会の情報網により情報を共有していただくようお願いしております。全体で227機の戸別受信機を配置しております。

また、平成17年度には防災メールや消防メールの配信を開始し、防災情報を複数の伝達手段により提供できる環境を整えてまいりました。来年4月に導入するケーブルテレビで災害情報を発信することとし、その有効な活用方法を庁内で検討中でございます。

さて、御質問の防災ラジオでございますが、香川県三木町の例を御紹介いただきましたが、同様の例が静岡県富士市にもあるようでございます。本市が対応しております戸別受信機1台の価格が5万円程度を必要としておりますが、他市の事例では、簡易型戸別受信機として1台当たりの価格が4,000円から5,000円と安価で、価格差が本市とでは大きく異なっております。この防災ラジオは、ラジオを聞いていても同報無線が発信されると自動的に同報無線に切りかわり、補助アンテナ機能により広域な範囲で受信が可能とのことでございます。美濃市においても、難聴対策及び市民に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する手段の一つとして、この機器により美濃市の地形でどの程度受信できるかといった性能上の問題や、市民の個人負担などについて研究してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

[5番議員挙手]

○議長（児山廣茂君） 5番 武井牧男君。

○5番（武井牧男君） 先ほどの質問の中で、10月1日から35万以上という出産育児一時金のことを述べましたんですが、政府の方ではそういった制度になるようになっておりますが、本市においてはこの議会に条例改正が出されているところで、そうした条例が通った以降ということに訂正をしておきますので、よろしく御了解をいただきたいと思います。

また、今の2点の質問については、特に同報無線についても研究してということで、非常に私も安価で、すべての地域の方が、また深夜でもそういった情報が入ればすぐそういった情報が届く、そしてまた音量もアップできるような、そんなようなことも聞いております。ぜひともそんな研究をした結果、やっぱり財政的にもあまり負担がなければ、速やかに導入されていただければということをおもっております。

また、育児一時金についても、こういった制度を特に速やかに導入されるよう御期待しながら、了解いたします。

○議長（児山廣茂君） 次に、15番 市原良英君。

○15番（市原良英君） 発言通告に従いまして一般質問1点を行います。

清潔で快適な生活や美しい自然を守るため、また農業地域においても、生活様式の変化、高度化並びに農業経営方式も変貌し、農業用水も汚濁のないよう改善されつつあります。そんな中であって、市民の理解と協力があり、下水道の普及、農業集落排水事業の推進により、文化的、衛生的な住みよい生活が図られました。

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の三つの下水道事業を、上野地区が平成4年2月に、安毛・前野地区が平成9年1月、平成10年6月及び8月には富野地区と上河和地区がかかりました。そして、平成14年3月と11月に板取右岸地区、それに蕨生・神洞地区と進んできました。下水の工事が進んでも、接続が進まない下水道の目的が果たせません。公共下水道と農業集落排水の接続状況はどのようになっているのか、お尋ねするものでございます。

特に山間部では、老人世帯がふえ、さらに過疎化が進んでおります。蕨生・神洞地区や板取右岸地区は地元の要望で農業集落排水を整備しましたが、要望した平成8年当時と比較いたしましても世帯数は減り、老人だけの世帯がふえているのが現状でございます。この二つの地区の接続が進んでおらず、市は対策をどう講じておられるのか、経済建設部長にお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） 経済建設部長 福井昭次君。

○経済建設部長（福井昭次君） それでは、市原議員の一般質問、下水道事業の進捗状況についてお答えいたします。

美濃市は、清流長良川と板取川を代表とする豊かな水と緑に恵まれております。下水道は、快適で潤いのある生活に寄与するだけでなく、この美しい自然環境を子孫に引き継ぐために重要な役割を果たすものでございます。このため、平成27年度に汚水処理人口普及率100%を目指して公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備に取り組んでいるところでござ

ざいます。

公共下水道事業は、長良川右岸処理区は平成8年7月に、左岸処理区は平成14年7月に通水開始し、長瀬処理区は長瀬・立花地区を対象に平成20年夏ごろの通水開始を目指して工事を進めております。右岸と左岸の未処理区で下水道が使えるようになった普及率は、ことしの3月末現在で市全域の66%となりました。また、農業集落排水事業は、上野、富野、安毛・前野、上河和、板取川右岸、蕨生・神洞の6地区で供用しており、乙狩地区は平成20年度末の供用開始を目指して工事を進めております。3月末現在の農業集落排水の普及率は市全域の18%となりました。また、公共下水道と農業集落排水を合わせた普及率は84%となり、県平均の68%を大きく超えております。

公共下水道と農業集落排水の計画区域外並びに公共下水道計画区域内でも、未認可であったり、整備がおこなわれている地域は、合併浄化槽整備地域として補助制度を設けて整備を促進しているところであり、これらの地域では現在21%の世帯が合併浄化槽を設置されております。

次に接続状況でございますが、公共下水道は、今まで順調に接続が進み、3月末現在で56%となりました。農業集落排水は、全体で64%で、このうち上野、安毛・前野、上河和の3地区は90%を超え、良好な状況ですが、板取川右岸地区は供用開始から4年を経過して接続率53%、蕨生・神洞は3年半で30%となっております。

御承知のように、農業集落排水事業は、文化的で衛生的な住環境を整備したいという地域の皆さんの総意でこの事業を選択し、実現したものであり、この趣旨にかんがみれば、現在の接続率は極めて低く、市といたしましても接続促進対策に苦慮しているところでございます。この二つの地区に対して、昨年度は管理組合役員会に出席し、早期接続の要請を行いました。今年度は、8月に全戸に対して接続促進のためのアンケート調査を行い、現在回収しているところでございます。このアンケート調査では、接続予定はいつごろかや、接続を見合わせている理由などを尋ねております。

下水道への未接続は、下水施設の遊休化や河川の水質への悪影響、さらには下水道経営の悪化など、多くの問題を生じる恐れがあります。これは本市だけの問題ではなく、多くの自治体の共通した課題でありまして、他都市の事例を調査しても特効薬的な方法はないのが現状でございます。今後は、アンケート調査結果を参考にしつつ、下水道の役割などをわかりやすく解説したパンフレットを作成し、これを活用して文書でお願いしたり、戸別訪問して御理解をいただくなど、地道に接続の啓発に努めなければならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） 私は、大きい項目で3点の一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、岐阜県庁の裏金問題に関連してですけれども、裏金づくりの出発点は官官接待の費用や国等への陳情の際の手土産代などであると思いますけれども、今なおこうした習慣が残っているのかどうか。残っているとすれば、予算のどの項目に計上され、支出されているのか、お尋ねをいたします。

去る7月の初めに岐阜新聞の報道で発覚した県の裏金問題は、その後毎日のように新聞やテレビで報道され、全国的にも大問題となっています。長年にわたって旅費や消耗品費、食糧費などの架空請求で捻出されたその額は、最近の12年間だけでも17億円に上っていることは御承知のとおりです。使い道は、業務に関連した費消としては、外部の人を招いての懇親会などの接遇経費、あるいは予算要望時の土産代、ミニコミ誌等の新聞代や書籍代、そのほか予算措置ができなかった部品や消耗品等の購入費などだそうです。職員関係の消費としては、職員間の会議や懇談経費、職員関係の慶弔費やせんべつ、タクシー代などと言われています。職員組合に集約された資金は、職員の多重債務者に貸し付けられたり、交通違反を起こした職員の裁判費用に補助されたりしたといます。職員個人で使ったとか、処分にごみと一緒に廃棄した、あるいは焼却したなど至っては、怒りを乗り越えてあきらめるばかりです。今後徹底した説明が行われることを期待するとともに、梶原元知事を初め、県幹部やこの問題にかかわった職員の責任を明確にし、再発防止策には何が有効なのかをはっきりさせてほしいと思います。

さて、質問の美濃市における問題でありますけれども、市民の皆さんからは、美濃市にはこのようなことはあるのかというお尋ねを受けます。私は、職員の皆さんが市役所で飲まれるコーヒー代もポケットマネーを出し合って調達しているという状態の美濃市では、空出張や飲食店への水増し請求などで不正資金を捻出する余裕などないと信じている者の一人ですが、もしいまだに国や県の職員を接待したり、予算や事業推進のための要請などに県や国に出向く際に手土産などを持参する慣習が残っているとしたら、やめるべきだと思いますので、その点についてお尋ねをする次第でございます。

2点目に、地上デジタル放送開始について、従来の共同受信施設で対応する市民への施設改修費に対する補助が必要ではないか。ケーブルテレビ加入者の高齢者等には利用料に助成制度が創設されるけれども、共同受信施設組合員にも同制度の適用を行う必要があると思うがどうか。ケーブルテレビが運営される中で、今後利用料の値上げ問題や市民とのトラブルが発生した場合、市の発言権は担保できるのか。この3点について伺いたいと思います。

御承知のように、2011年7月にはアナログが停波され、デジタル波による放送が開始されます。日本のように、一斉にアナログからデジタルに変更になるというような国はないようでありまして、いろいろな問題を残しての見切り発車と言えます。

問題の一つは、地上デジタル放送用の中継局が計画どおり整備されたとしても、日本の

5%に当たる地域が取り残されるということです。このような状況は、公共の福祉のためにあまねく日本全国において受信できるように放送業務を行うことを目標にしているNHKの役割からいっても、また国の責任という点からも問題があると思います。

さらには、国民は高額な受信機、つまりデジタル対応のテレビに買い換えたり、チューナーを設置したりと、少なくない出費を強制されることとなります。現在、日本には国民1人に1台ぐらいの割合でアナログテレビが普及していると言われていています。すなわち、1億台以上のアナログテレビがあることとなります。一方、デジタルテレビは700万台から1,000万台が出回っているのではないかと推定されています。今後、アナログテレビはデジタル対応テレビへ買い換えることが必要になってくるわけで、価格は1インチ1万円と言われていています。最近少し下がったようではありますが、つまり25インチのテレビならば25万円ということになります。これから量産されることで1インチ5,000円ぐらいになるのではないかと政府の見解もありますけれども、それにしてもアナログテレビよりも高額で、買い換えができない人が出てくることは目に見えています。

またその一方で、まだまだ耐用年数のあるテレビが廃棄され、ごみになるわけではありますが、完全にリサイクルされるのでしょうか。もったいないことになると思います。

以上のような問題をはらんだ地上デジタル放送の開始は、いよいよ5年後、5年を少し切りましたけれども、そういう状態に迫ってきたわけでもあります。2011年7月をもって一斉にアナログ放送を停止することには無理があり、問題を残すことになると私は思っております。

さて、以上申し上げて質問に入ります。

美濃市では来年からケーブルテレビが開設される運びとなり、先ごろそれぞれの共同アンテナ組合では、解散してケーブルテレビに移行するのか、それとも現状でデジタル放送に対応した改修を行うのか、アンケートを実施したり、総会を開いたりして方向が決定されてきました。そんな中で、私は従来の共同アンテナで対応する場合に、その改修費に市の補助があってもいいのではないかとか、ケーブルテレビの利用料には高齢者や障害者の方などに助成制度があるのに、共同アンテナ組合の組合員にはその制度がないのはおかしいといった意見を市民の皆さんからいただきました。

地上デジタル放送に対応する手段として、ケーブルテレビによるのか、それとも共同アンテナの方法によるのかは、市民の皆さんが選択される問題だと思います。選択の結果にはそれぞれのいろいろな事情が反映していると思いますので、市が推進する一方の手段にだけは財政的な支援をするが、もう一方を選択した場合は自力で実施せよという姿勢は、行政として公正さを欠くのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

また、ケーブルテレビが実現し、運営されていく過程で、今後、利用料の値上げ問題や、会社と市民の皆さんとの間でトラブルが発生することも考えられますけれども、そのようなときには市が市民の皆さんの利益を守って発言したり、仲裁したりといったことも必要になってくると思います。市の発言権は今後担保されていくのかどうかについてお尋ねをする次第でございます。

3点目に、介護保険制度の高齢者支援センターについて2点ほどお尋ねをいたします。

高齢者支援センターは、介護保険制度の今回の改正の大きな特徴の一つで、高齢者の生活を総合的、系統的に支えていく部署として重要になってくると思います。具体的な仕事は、介護予防事業の対象となる要支援1・2の高齢者のケアプランをつくったり、マネジメントを行ったりします。また、介護保険を利用しない高齢者やその家族の相談に乗るとか、支援のための活動をするとか、保険外で行われているサービスの提供に関する仕事もします。あるいは、高齢者への虐待の防止や早期発見などの権利擁護にかかわるなど、中核的拠点としての従来な位置を占めることになってまいります。今後、美濃市の高齢者福祉を保健、医療、福祉、介護の連携でとらえ、包括的、継続的に展開するためには、市内の資源をどのように活用し、市民の皆さんとどのような協働をしていくのかなどの検討を高齢福祉課とともに行っていかねばならない部署でもあります。

このような役割の重要性から見て、現在の設置場所や人員配置では不十分だと思うものです。現状では、相談に訪れた人にも落ちついて話のできる環境ではありません。また、人員の配置にしても、国の基準から見ますと、65歳以上の高齢者人口が3,000人から6,000人当たり保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーがそれぞれ1人ずつということになっておりまして、基準に適合はしていますけれども、上限すれすれで、近い将来増員の必要が出てくることは明白だと思います。将来的な展望をどのように考えているのか、お尋ねをいたす次第であります。

また、支援センターの運営協議会は、センターの運営に大きな権限を持つもので、ここでの協議は市民の皆さんとの協働の場でもあり、重要になってくると思います。ぜひ高齢者福祉のあり方等を専門に研究している大学教授など、研究者に参加してもらって示唆を得ながら市民の皆さんの知恵を発揮していただきたいと思うものですが、いかがでしょうか。

以上3点、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 西部議員の一般質問の1点目、県庁の裏金問題に関連して、裏金づくりの出発点は官官接待費や陳情時の手土産代などであるが、今なおこのような慣習は美濃市にあるのか、あるとすれば予算のどこに支出されているかについてお答えをしたいと思います。

岐阜県の裏金問題につきましては、連日新聞・テレビ等で報道されておりまして、9月1日には、県の第三者機関、プール資金問題検討委員会による報告・提言が公表されたところでございます。今回の問題に関しましては私も大変驚いており、行政に対する信頼を大きく損ね、市民の皆さんへ与える影響も大きく、憂慮しているところであります。今後、資金の返還、関係者の厳正な処分、再発防止策を早急に講じられ、一日も早い県民の信頼を回復されることを切に望んでいるところであります。

さて、本市におきましては、いわゆる官官接待というものはございません。また、手土産につきましては、先進地視察等、真に必要とされる場合に限り、社会通念上認められる範囲

内の経費を市長交際費で支出しております。

私の政治信条として、清潔で新しい市政を目指しております、職員も同様であります。これまでも予算の執行に関しましては適正に処理しているところでございますが、市が補助事務を行っている団体につきましても、毎年、経理が適正に処理されているか検査を行っているところであります。今後とも市民の皆さんから疑惑を招くことのないよう情報公開を進めながら、さらに徹底していく所存でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 総務部参事兼総合政策課長 平林泉君。

○総務部参事兼総合政策課長（平林 泉君） 西部議員の質問の2点目、地上デジタル放送の開始についてお答えをいたします。

地上デジタル放送のデジタル化は、平成13年7月25日、電波法の一部改正によりまして、平成23年の7月24日をもってアナログ放送からデジタル放送へ完全移行をすることが既に決定されております。市では、こうしたテレビ放送のデジタル化など、情報環境を整備するため、ケーブルテレビ施設整備事業に取り組んでいるところでございます。

御質問の一つ目、従来の共同受信施設で対応される市民への施設改修費に助成が必要ではないかでございますが、美濃市はテレビの難視聴地域が非常に多く、市内には37の共同アンテナ受信組合と八つの中部電力による補償施設がございまして、これは全世帯数の約7割に当たります。

デジタル化に向けた共同受信施設の改修は、施設の規模や改修の内容により異なりますが、いずれにいたしましても多額の費用が必要になると思われまます。市は、それぞれの組合で改修するより、市内全域を国や県の補助を受けケーブルテレビの施設整備をした方が効果的であり、また市民に身近な地域情報や防災情報の提供ができ、インターネット環境の整備もできることから、ケーブルテレビを導入することにいたしました。

共同アンテナ組合の施設整備に対する県の補助金交付要綱は平成15年3月に廃止され、新たに、有線事業者によるブロードバンドサービス未提供地域及び地上デジタル放送難視聴地域解消に向けた事業を交付対象とした岐阜県放送通信基盤整備交付金交付要綱が制定されました。これを受けまして、市も同様に、制度を廃止し、平成18年5月17日、美濃市地域情報通信基盤整備推進事業費補助金交付要綱を制定いたしました。したがって、共同アンテナ組合が行うデジタル化への施設改修費用は、現制度では補助金の交付の対象になっておりませんので、それぞれの組合で御負担をお願いすることになります。

次に御質問の二つ目でございますが、ケーブルテレビ加入者の高齢者等には利用料に助成制度が創設されるが、共同施設組合の加入者にも同制度の適用が必要と思うがどうかでございますけれども、利用料の助成を制度化するに当たりまして、高齢者等に対するデジタル放送はもちろんのことでございますが、地域情報や防災情報を安定的に供給でき、住民福祉の向上に努める目的がございまして、ケーブルテレビの加入者で、障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯のうち住民税非課税世帯につきましては、基本利用料 1,050円の半額 525円を

助成、生活保護世帯につきましては 1,050円を助成するものでございます。

今回、ケーブルテレビに移行されない共同アンテナ組合は8組合ございます。これらのテレビのデジタル化のみに対応する組合の1世帯当たりの負担額は、現在聞いておりますところによれば、ケーブルテレビ利用者の助成後の額と比較しても大差はございません。したがって、共同アンテナ組合加入者に対する同制度の適用は考えておりませんので、御理解をいただきたいと存じます。

次に質問の三つ目、ケーブルテレビが運営される中で、今後、利用料の値上げ問題や市民とのトラブルなどが発生した場合、市の発言権は担保できるかでございますが、ケーブルテレビの運営は、有線放送事業者でありますCCN株式会社で、民間資本と岐阜市、各務原市、関市など七つの自治体や岐阜放送、岐阜新聞、中日新聞、各銀行などの資本で設立され、第三セクターとして運営されており、美濃市も当該法人への出資をしております。御心配の利用料の値上げ問題や市民とのトラブルなどにつきましては、出資団体として発言権を確保いたしまして、また他の参加自治体等との連携をしながら諸問題の解決に努めてまいります。

今後、4月の開局を目指し、ケーブルテレビ事業を推進してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、西部議員の一般質問の3点目、介護保険制度の高齢者支援センターについての一つ目、設置場所や人員の充実について将来的展望はどのようにについてお答えをいたします。

高齢者支援センターは、これからの超高齢化社会の中で、高齢者が住みなれた家庭や地域で安心して暮らせる地域社会の構築を目標に創設されております。こうした地域社会の実現を図るためには、保健、医療、福祉の専門職や専門機関相互の連携、地域住民、ボランティア活動など、地域のさまざまな社会資源の総合的なネットワーク化が急務と考えております。国の事業案では、これまで実施してまいりました老人福祉による地域支え合い事業、老人保健による健康診査事業が、制度改正により、高齢者支援センターの中心的な事業として移行することが示されました。しかし、その他の事業については具体的な内容が示されない状況で、高齢者支援センターは新設された事業所であり、円滑な運営に向けての課題は大きく、当面は高齢福祉課と連携を密にする必要があると考え、市役所内に設置したところであります。

当センターでは、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣同士の助け合いなど、地域のさまざまな社会資源を活用した市民のネットワークづくりを進めております。次の段階としましては、こうしたネットワークづくりをさらに進めながら事業の発展・拡大を図るため、市民が気軽に相談できる場所、ボランティア活動などにおいても市民が出入りしやすい環境、事業展開がしやすい施設が望ましく、設置場所を検討していくとともに、市民の皆様が寄りつきやすい場所になるよう努めていきたいと考えております。

人員につきましては、現在、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーの3人を配置しており

ます。このセンターを支援する形で三つの地域型在宅介護支援センターがありますが、このセンターは高齢者支援センターの設置にかえて廃止の方向にあります。こうした中で、当センターは老人福祉事業、介護保険事業、老人保健事業との調整を踏まえた介護予防事業の展開が必要であり、業務の拡大及び高齢者の増加が予想されております。これらの業務量などを見ながら、当センターの職員の充実や出張所の活用も図ってまいりたいと考えております。

次に二つ目、運営協議会に研究者の参加を求むについてお答えをいたします。

高齢者支援センター運営協議会は、当センターの運営方針についての協議や、中立性、公平性のチェックを行うなど、円滑・適正な運営に関与する重要な機関であり、御指摘のとおり、市民協働の場でもあります。今年度中に運営協議会を設置してまいりますが、大学教授などの研究者の参加につきましては、議員の御意見も参考にさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔18番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） 三つの質問のうち、1点目と3点目については今の答弁を了解したいと思っておりますけれども、2点目のデジタル対応に関する問題については、この中の三つのうちの初めの1・2点について再質問をいたしたいというふうに思います。

まず1点目の質問の御答弁ですけれども、先ほどあのような答弁がありましたけれども、きのう、皆さんもお気づきになったかと思っておりますけれども、新聞報道によりますと、インターネットの接続がコンセントからできるようになるという報道が新聞でされたわけでありまして、やはりこういう分野は、そういうことを考えますと技術革新といいますか、科学の進歩といいますか、どんどんと日進月歩で変わっていくということが考えられるわけでありまして、そういうこれからの状況の変化ということも考えますと、本当にケーブルテレビが唯一最良の方法なのか。いわゆる情報化社会に対応する基本的な資本の整備ということからいって、本当に対応の唯一最良の方法であるのかということを考えますと、大変疑問があるわけでありまして。

ですから、私はケーブルテレビと共同アンテナでの対応というのは、選択肢の二つのうちのどちらか一つという五分五分の関係にあるのではないかというふうに思えるわけでありまして。例えば美濃市の今の現状を考えてみましても、もう既に今の状態で、インターネットが支障なくできるという地域もあれば、そうでない地域もある。ということでどうするかという問題でありまして、市民の皆さんにしてみれば、それぞれの地域の状況、条件によって選択肢は異なるというふうに思うわけです。ですから、美濃市はいろいろな仕事をやるときに、公共の福祉に寄与するというで仕事をやっていくわけでありまして、この問題を考えたときに、公共の福祉に寄与する方法がケーブルテレビでしかないのかということになりますと、それは疑問に思うわけでありまして。ですから、それぞれの地域の実情や、また一市民の皆さんの価値観、何に重点を置いて生活するのかという価値観によっても選択は違ってくるわけでありまして、ケーブルテレビを選ぶか、あるいはまた共同アンテナでの対応

を選ぶかということは五分五分の関係にあるというふうに思うわけでありませぬ。

そうしますと、その一方にだけ市が公費を支出して、もう一方に公費を支出しない、こういうやり方は行政の公正さという点から欠くのではないかというふうに私は申し上げたいわけでありませぬ。もう一度御答弁をお願いしたいということと、利用料の問題でも同じだと思ふんですけれども、今の答弁でいきますと、大体 1,050円の利用料と、共同アンテナの方は半額ぐらいなので 1,050円の方を半額ぐらい補助して料金的に均衡をとったということで、共同アンテナの方の対応は考えていないということでありませぬけれども、そもそも利用料の 1,050円と 500円なり 300円なりとの差はどこから生まれるかということをお考えますと、1,050円のケーブルテレビの方は、維持管理はすべて業者さんにお任せするということになるわけでありませぬし、地域情報とか防災情報というの、どれだけ濃密に提供されるかは別として、一定のサービスがあるということで高くなっているわけでありませぬして、共同アンテナの方にはそういったサービスがないわけでありませぬから、サービスの内容をきちんと比較しないで、料金だけで均衡がとれたからこれが公正なんだという言い方は、やっぱり私はおかしいのではないかというふうに思えてならないわけでありませぬけれども、何とかありませんでしょうか、改めて御答弁をお願いします。

○議長（児山廣茂君） 総務部参事兼総合政策課長 平林泉君。

○総務部参事兼総合政策課長（平林 泉君） それでは、西部議員の再質問についてお答えをいたします。

テレビのデジタル化に伴いまして、難視聴地域の解消、そしてインターネット、こういった環境格差の是正、そして地域情報、防災情報の提供などに関しまして、市の基本的な考え方を説明し、組合に対しましてケーブルテレビの導入について協力をお願いしてきたところでございませぬ。それぞれの組合では、組合の状況を十分検討され、御理解をされた上で、共聴施設を改修して組合継続することをお選りされたと思っております。

市は、総合的な情報都市を構築するために、また地域格差、いわゆるデジタルデバイトの解消を進めるためのケーブルテレビの事業でございませぬして、国や県の情報環境整備に対する政策や方針に基づきまして、市の情報環境の現状とその対策を十分検討いたしまして、総合的な判断のもとで市の補助金交付要綱を制定してきたところでございませぬ。したがって、共同アンテナ組合が行います地上デジタル化への施設改修費用につきましても、補助金交付の対象になりませぬので、御理解をいただきたいと存じます。

続きまして、ケーブルテレビ利用料の助成につきましても、高齢者、障害者、生活保護世帯などに対しまして、デジタル放送や地域情報、防災情報などを安定的に供給する目的で進めているものでございませぬして、それぞれ組合の月々の維持管理費等を勘案いたしまして制度化するものでございませぬして、地上デジタル化対応のみの組合への助成は考えておりませぬので、御理解いただきますようお願いいたします。

〔18番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） どうも平行線になりそうですので、再質問ということはいたしませんけれども、問題点を指摘しておきたいというふうに思います。

今の市の答弁ですと、ケーブルテレビの問題は、ただテレビのデジタル化に伴う対応ばかりではなくて、地域情報や防災情報といったものを提供したり、あるいはインターネットの条件の整備というようなことで、情報化社会の構築に向けてケーブルテレビが最良の方法だということで、そちらの方向を市は推進するので、ほかの方法でやる人に対しては何ら公費の支出はしないと。そういうことだったというふうに思うわけでありましてけれども、私は、例えば地域情報や防災情報の提供ということをおっしゃいますけれども、今のCCNのネットワークとといいますか、陣容とといいますか、体制とといいますか、それだけでどれだけ市民の方が確かにこの情報は大変いい情報だというふうに思えるほどの情報が提供されるのかということは大変疑問だというふうに思います。それをさらに情報提供を必要とするならば、またそのための費用をこれからかけなければならないということになるのではないかとこのように思うわけです。

それはそれで、市民の皆さんとの議論の中でそれを選択するのかどうかという問題になってくると思いますし、先ほどのインターネットの問題は、これからどんどん科学的に進歩するのでどうなっていくかわからんという問題もありまして、結局は、市民皆さんの生活の状況を考えますと、2011年のデジタル放送にどう対応するのかということが一番の基本的な問題だというふうに思うわけでありまして。ですから、その選択には、市民の皆さんの地理的な条件や価値観の問題などでケーブルテレビを選ばれる人もあれば、共同アンテナの方法でいいというふうに思われる方もあるという、こういう五分五分の関係にあるわけですから、一方にだけ市が公費を負担して一方に負担をしないということは、これはやはり大きな問題ではないか、行政の公平性、公正性という点からいって問題があるということを指摘しておきたいというふうに思います。

○議長（児山廣茂君） 次に、17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 私は、一般質問3点を行います。

まず1点目は、道の駅の建設についてであります。

市民の皆さんの要求でない道の駅建設は、残念ながら市の主導で進められております。多くの市民は、今つくる必要はなく、そうしたお金があるなら、福祉や教育の予算をふやし、市民生活を応援する予算に切りかえてほしいという切実な要望を持っておられます。

道の駅の工事スケジュールも、談合情報があり、延び延びになり、道の駅への出入り口の交通安全対策も大変不十分な形で進んでいきます。なぜ今日になってそのような問題が起きてきたのか。国土交通省や公安委員会などと安全対策の協議をもっと早い時期に済ませておくべきだと思います。今になって不十分なまま見切り発車されては、道の駅から出る車の進入で市民生活にも大きく影響しますし、事故でもあれば取り返しがつかないこととなります。また、出入り口の安全対策が十分でなければ、駅へ農産物などを出荷される方々や遠方から

のドライバーの足が遠のくのは当然であります。ドライバーの心理は、入りにくいところではできるだけ避けて通ります。そうなれば、道の駅そのものの運営や経営が困難な状況に陥るのではないのでしょうか。

今、市が考えなければならないことは、市民から批判の大きいこの道の駅をこのような状況の中で建設することが是か非か真剣に考え、後々の市政に大きな汚点となったり、またお荷物にならないよう最善の判断をするときだと思えます。市長の英断を切望しておきます。

このような状況の中で、本来なら道の駅の建設を中止もしくは凍結せよと迫りたいところではありますが、さきに野倉議員が質問されましたので、2点を質問いたします。

まず第1点は、過日、共産党が実施しました「今、道の駅をつくることについてどのようにお考えですか」というアンケート調査の結果について、市長はどのように受けとめておられるのか質問をいたします。

アンケートの調査結果については「みのあかつき」で2回に分けて報告しておりますので、市長はもちろん目を通されたと思えます。そこで、このアンケート調査の結果を改めて市民の皆さんに報告をいたします。美濃市の全世帯に、新聞折り込みに折り込んでお届けしました。その結果、回答者 225名、「必要」と答えられた人46人、20%、「必要ない」と答えられた人 163人、72%、「わからない」と答えられた人13人、6%、印のない人3人、1%、その中で自分の意見を書いた人 191人で85%でありました。

「必要ない」と回答された方の意見を要約いたしますと、まず1点として、採算性と有効性に疑問がある。2点目は、他のことを優先すべきである。3点目は、やり方が民主的でないという3点に大別できるのではないかと思います。私たち共産党は、この3点について市の考えを回答してほしいというふうに申し入れをいたしました。市は、これまで議会で答えているのでコメントする必要はないとの返事でした。全く誠意のない回答であります。

そこで、市長、163人、72%の方が「必要ない」と答えられたその重みをどう受けとめているのか、質問をいたします。

2点目、6月議会で採算性について今後株式会社にか茶屋で検討すると言われておりますが、その結果についてお尋ねをいたします。

6月議会で市長は、1. 1日の交通量が1万9,642台、立ち寄り比率2%で約400台が立ち寄りと思われるが、魅力あるサービスを提供することでさらに向上させると言われております。2番目は、飲食の利用率20%、客単価700円を想定しているが、見直しを行い、採算が合うように今後にか茶屋で検討すると言われていましたが、どのようになったのか質問をいたします。

次に2点目、図書館の図書購入費は平成14年度の1,000万円をピークに毎年減らされているが、その理由は何か質問をいたします。

市の第4次総合計画の後期基本計画では、平成13年7月に施行された公立図書館の望ましい基準に基づき、本市の蔵書冊数を9万3,373冊とし、今後増設計画をつくり図書資料の充実に努めるとあります。平成17年度の蔵書冊数は5万8,819冊であり、当面7万冊を目標に

しております。

図書館は、常に新しい資料を市民にどう提供するかが使命だと思います。それをはかる指標が、年間市民1人当たりの貸し出し冊数であります。当市は、平成13年にリニューアルしてから、貸し出し冊数も13年が1.80冊、15年が2.21冊、17年が2.45冊と、少しずつ伸びていますが、これを全国平均で見ますと、全国では5冊であります。県平均は4冊であります。貸し出し冊数が多いということは、新しい本がたくさんあるということを意味しています。書店でも、常に新しい本があるからはやっているわけでございます。それと同じようなことが図書館でも言えます。幾ら蔵書の数が多くても、貸し出し冊数が少なければ、古い本がたくさんある証拠であります。

現在、当市の延べ貸し出し図書数は約6万冊であります。県平均に近づけるためには9万冊でなければなりません。そのためには、常に新しい本を備えていく必要があります。あまり利用されない本は思い切って除籍し、資料の更新に努めることも必要であります。幾ら本の数があっても、常に新しい図書資料が提供されなければ、市民のニーズにこたえることはできません。

また、本の回転数も重要視されております。1冊の本が何人の人に読まれるかを示すものであります。平成17年の全国平均では2回転であります。当市は1回転です。その計算方式は、延べ年間貸し出し冊数を本の冊数で除した数字であります。1回転とは、古い本が多く眠っている証拠であります。

そこで、このような図書館の状況であるにもかかわらず、図書購入予算が減らされていったのはなぜか、お尋ねをしたいと思います。

もう一つ図書館で重要なことは、数値目標を掲げ、その数値目標に近づけるために努力を行うということであり、これは人口規模によっていろいろな目標が定められております。市の蔵書計画の9万3,373冊も、この数値目標から決められております。例えば人口1万人未満での数値目標は、蔵書冊数が5万3,067冊、うち開架冊数は4万4,615冊、開架に占める新規図書の比率は9.8%、年間雑誌購入124冊、図書購入費984万円、年間1人当たりの貸し出し冊数が14.4冊となっております。当然、人口2万4,000人の美濃市はもっと数値も高くなります。ですから、せめて人口1万人未満の数値に近づける努力は必要かと思っております。当市はこのような数値目標を持って努力してみえるのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に質問の3点目、美濃病院に入院された方から、大部屋があいてなくて個室に回され、個室料金を請求され納得できないとの声があるが、どう対応しているのか質問をいたします。

美濃病院は、病診連携により最近入院患者数が増加しており、平成17年度決算でも延べ3万9,329人で、前年度比2,836人の増加となり、病床利用率も88.3%で、前年度比6.3ポイントの増加となっております。

さてそこで、先般、市民の方から、美濃病院へ入院したが、大部屋があいてなく個室に回され、個室料金を請求されたが納得できないと、私に3件の話がありました。1件目は、ひとり暮らしの年金生活の方で、個室Bの5,775円の部屋へ8日間入院し、退院する2日前に

大部屋があいているがどうかと言われたようでありますが、あと2日なので変わるのには面倒と移動せず、結局8日間個室に入院され、退院するときの個室料金の請求が4万6,200円で、入院代を含め約9万円の支払いをされたということでもあります。もう1人の方は、3日間個室に入院し、その後は大部屋に変わったが、個室料金を1万7,000円程度支払ったと言われました。もう1人の人は、大部屋がいっぱいだったため特別室に6日間入れられ、6万3,000円の個室料金を徴収されたと言われ、そしてその方の話の中では、看護師さんに言われるとそんな部屋は嫌というふうにはなかなか言えないと言われました。そのように、患者さんは弱い立場にあり、看護師さんに十分自分の気持ちが言えない方も多いと思います。

そこで、患者さんが入院され、大部屋があいてないとき、どのように対応されているのか、お尋ねをいたします。

今日、年金生活者の暮らしは、社会保障制度の改悪によって負担はふえるばかりであります。月々4万円、5万円での生活はできません。病院側の都合で大部屋がいっぱいになったときに個室に回されたときは、個室料金の徴収はしてはならないと私はと思いますが、その点どう考えてみえるのか質問し、以上3点についてよろしく答弁をお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問、道の駅建設についての1点目、過日共産党が行ったアンケート調査の結果をどう受けとめているかについてお答えをいたします。

共産党が行われたアンケートにつきましては、市内に新聞折り込みによるアンケート調査をされて、世帯数7,000のうち225人から回答があり、その回収率が約3.2%と伺いました。そのうち、72%の御意見が「必要ない」、20%が「必要」とのことですが、先日その結果をまとめられました文書を拝見いたしました。

道の駅につきましては、今まで機会あるごとに、この事業の必要性の説明や、広報を通じての進捗状況の御報告や、御意見の提案をいただけてきました。議会におきましても、全員協議会において説明を重ね、状況報告を行い、御意見を伺ってまいりました。また、市民の皆様には広報にてその都度説明し、実施計画については公募委員さんも含め32名の市民各層の意見をもとに進めてきたところがございます。塚田議員からは17年3月議会の一般質問を初め、その都度誠意を持ってお答えをしておいたつもりであります。現在もこういった御意見があるということは真摯に受けとめて、道の駅の運営などに参考にさせていただきたいと考えております。

2点目の、採算性について検討すると言われたが、その後どうなっているかについてでございますが、採算性について6月議会では、実施計画専門部会の事前採算予測として、先ほど議員が申し上げられたとおりのこととお答えいたしました。

現在の交通量は、東海北陸自動車道の北への延伸もあり、17年の交通センサスでは平均1万2,842台、休日1万5,296台と減少しております。株式会社にわか茶屋では、1日の総交通量ではなく、営業時間帯の交通量を参考に幾つかのパターンを試算されておりますが、今回の国道への右折が制限される事態を受けて、立ち寄り比率の見直しが行われているようで

す。国道への右折の制限が解除されるまでの間は、営業的には少なからず影響は出てくるものと思われませんが、利用客の皆様の御不便を最小限にするよう、そうした運用・営業をお願いしたいと思っていますところでもあります。現在その試算の作業中と聞いておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に質問の2点目、図書館図書の購入費は平成14年度の1,000万円をピークに毎年減らされているが、その理由は何かについてお答えをしたいと思います。

老朽化の著しかった美濃市図書館を、平成12年度、約2億円をかけて収容冊数6万冊を目標にリニューアル工事を行いました。以来、図書購入費につきましては6万冊の収容冊数を目指して計画的に配当してきたところでございます。

蔵書数は、12年度末には3万3,309冊でございましたが、17年度末には5万8,819冊となり、今年度末には目標であった6万冊を超え、6万1,000冊ほどになる予定でございます。公立図書館の設置及び運営の望ましい基準が新たに示されていることも承知しているところでございますが、本市では、平成12年度の当時の望ましい基準である6万冊をめどにリニューアルをしましたので、まず6万冊を達成し、図書の活用を図ることに力を入れてきたところでございます。

その後、議員御指摘の9万3,373冊に基準が変わりましたが、本市では図書館のスペースの問題もあり、現在は蔵書の内容を充実させることを重点に7万冊を目標にしているところでございます。貸し出し冊数の推移を見ますと、平成14年度には4万7,804冊でしたが、その後年々増加いたしまして、平成17年度には6万3,895冊となってきておりますが、今後もさらに利用者や貸し出し冊数をふやす対策に努めていきたいと思っています。

本年3月にまとめました第4次総合計画・後期計画では、5年後の保有図書数を7万冊としておりますので、財政厳しい折ではありますが、優先的に目標に向け図書の充実に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 美濃病院参事兼事務局長 岩原泰君。

○美濃病院参事兼事務局長（岩原 泰君） 塚田議員の御質問の3点目、美濃病院に入院された方から、大部屋があいていなくて個室に回され、個室料金を請求され納得できないとの声があるが、どう対応しているかについてお答えいたします。

美濃病院には、個室使用料金、正式には特別室使用料であります。これをいただいている病床は25室の26床であります。このほか個室料金を必要としない4床室が24室96床で、合わせて49室122床の病室・病床を有しています。また、この個室使用料金は条例で定められておまして、1日3,150円、4,725円、5,775円、1万500円の4種類であります。患者様がこれらの個室等への入院を希望されましたときには、その使用料金や部屋ごとの設備等を明記した個室使用申込書を、看護師等がその内容を十分に御説明した上で御記載をいただき、提出していただいております。これは患者様の意に反して個室に入院させることを防ぐためのものであります。

さて、議員御指摘の、4床室のあきがないことにより個室に入っただくことになった患者様の個室使用料金であります。4床室がいっぱいになることは年に数日であります、この場合には、事前に事情をよく説明申し上げ、料金についても御理解をいただきました上で入院をしていただいております。また、その後4床室のベッドがあき次第、大体は二、三日までであります、直ちにそちらに移っていただくようにしております。したがって、この間の個室料金につきましては、御理解をいただく中で、1日当たりの定められた金額をお支払いいただいております。

御指摘の個室料金の軽減につきましては、同じ個室を利用していただきながら患者様の料金に差が出ることとなりますので、同一サービス・同一料金の面から見れば公平でないと言えます。したがって、軽減等の措置を行うのではなく、今後一層患者様の御意向に配慮しながら、現在の料金体制の中で患者様の立場に立った病棟管理に努めてまいりたいと存じます。患者様や御家族様の御要望を話しやすい環境づくりに努めるなどいたしまして、希望される患者様にはできるだけ早く4床室に移っていただけるように努力をしてみたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 再質問やら要望を申し上げます。

まず道の駅の建設につきましては、先ほど市長からいろいろ答弁がありました。私は私なりの意見を申し述べたいと思います。

まず私たち共産党が行いましたアンケート調査の結果について、これを真摯に受けとめ、道の駅の運営に参考にしていくという話でありました。私は、真摯に受けとめるのなら、即刻道の駅は手直しするかやめるとか、そういうことが真摯に受けとめる筋ではないかと思えます。市民の多くは、道の駅をつくるお金があれば他のことに振り向けてほしいというふうに要望されているのも事実であります。例えば子供さんを育てるために医療費の助成を行ったり、また保育所へ子供さんを預けるために保育料の軽減を行ったり、いわゆる市民生活をもっともっと応援してほしい、そういう声が切実にこのアンケートでも届いております。

また、「必要ない」という意見が多かった原因は、市は市民の皆さんの意見を聞いていないという証拠でもあります。ですから、市民の皆さんがだれでも意見を言える制度を取り入れることも、この道の駅を教訓にしなければならないと思います。

そして2点目の採算性についても、交通の問題がありまして十分検討していない、これからというような話でございました。本当にこの道の駅の建設が美濃市にとってどうかということは今考えていかなければいけないというふうに私は思います。ですから、この際このような道の駅の建設は、やはり英断をもって市長は判断すべきであるということを強く申し述べておきます。

次に、図書館の問題は再質問をいたします。

まず私が質問した中で、数値目標、これについて全く答弁では触れられておりませんが、この数値目標を掲げて美濃市は図書館運営をしているのかどうかということをお答えいただきたいと思ひます。

やはり図書館で大事なのは、市民の皆さんが図書館をより多く利用するために、常に新しい本がその図書館にあるということだと思ひます。新しい本があれば、市民の皆さんも図書館に寄って本を借りるということになりまして、したがって市民1人当たりの貸し出し冊数も順番にふえていくと、そこが私は図書館で重要なことだというふうに思ひております。

そして、先ほど言ひましたように、1冊の本が何人の方に読まれるかということも大きな重要な指標だと思ひます。そういう点では、やはり美濃市の図書館は、一定の数はあります。本の数はありますが、しかし、そういう回転が非常に緩いということになると、やはり古い本がまだまだ多く図書館には眠っているのではないかと。ですから、本をそろえればいいという問題でなしに、常に新しい本を入れていくという姿勢がなければいけないと思ひます。

したがって、私はこの図書館についても、やはりもっともっと大幅に予算をつけて、そして新しい本を買い、常に新陳代謝をよくしていくというようなことが必要であるというふうに思ひますので、市長どうですか、来年あたりは、18年度は500万の予算でした。思い切つて1,000万円ぐらいの予算にできないかどうかということをお再質問いたしたいと思ひます。

そして3点目の、美濃病院の個室の問題であります。

実は、局長も知つておられると思ひます。平成18年度に厚生省の通知がございます。この通知の中へいろいろ書いてありますが、個室の提供は、患者への十分な情報を行ひ、患者の自由な選択に基づいて行われる必要があります、患者の意に反して個室に入院させるようなことはあってはならない。その上で、患者に個室の料金を求めてはならない場合として、1. 同意書による同意の確認を行っていない場合。2は、患者本人の治療上の必要性から個室に入院させた場合、これは具体的には、術後の患者、あるいは病状が重いため安静を必要とする患者。そして3には、病棟管理の必要性から個室に入院させ、実質患者の選択によらない場合、これも具体的には、感染している患者であつて、主治医が他の入院患者の感染を防止するため、実質的な患者の選択によらない場合とあります。

大部屋があいていないということは、いろいろなケースが考えられますが、例えば患者が男性の場合、女性の部屋があいておつても入れられないとかということは考えられますが、私に言われた方はどんなケースで特別室に回されたかわかりませんが、しかし、その料金がやはり高いということは本当に納得できないということも言われておりますので、ぜひこの厚生省の通達をできれば弾力的に運用していただきたいというようなことを要望しておきますので、よろしくお願ひします。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の再質問にお答えします。

図書館の数値目標についてでございますが、現在この図書館の中で貸し出し冊数の拡大を5冊から10冊に今したところでありまして、2週間にございますけれども、今後もできる

だけ貸し出し冊数を拡大していく方向で、目標をできるだけ具体的に定めながら進めていきたいと思っておりますが、現在今ここでは数値的には私の方で把握しておりませんので、またお知らせをしたいと思えます。

ただ、私の方では、6万冊を7万冊にしていくといった数の問題、このことを取り上げ、現在まで、13年から17年までの間の予算措置によりまして、寄附も含めてでございますが、約2万7,400冊が新しくなりました。こういうことでございますので、さらに内容を充実させていくという、総冊数は7万でございますけれども、中身の充実を考えていかなければならない。また言われるように、回転率を上げていくということも大切なことと思えますので、御意見を十分に伺いながら進めていきたいと思えます。図書費の購入の増額については、優先的に努力をしていくつもりでございます。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時17分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 私は、発言通告に従いまして、市政に対する一般質問2点について市長及び経済建設部長にお尋ねいたします。

最初に、美濃インター前の区画整理地への大型店進出計画についてであります。

開発事業者から市当局への出店計画の説明の有無についてであります。

このインター前への大型店進出計画の話が浮上し、表面化して以来、1年と数カ月の歳月が経過いたしました。この問題に関しましては、私自身、3月の議会、また6月の議会と、3月の議会においてはこの場所への大型店出店に対する私の見解を申し述べ、市長の所見をお尋ねしたところでございます。また6月の議会においては、開発事業者からの本市当局への出店計画の有無をお尋ねしたところでございます。

それ以来、この9月になるまで3カ月がたちました。私のところへ入ってくる区画整理組合員、また地権者からの話を判断いたしますと、あと二、三人の方の同意で何とか仮同意が得られるというようなこともありまして、非常に最近になりまして、組合はもとより、個人の利権絡みに関するように思えてきて、いかにも醜いといひますか、私自身、醜い話になっていると思う次第でございます。

特にこの問題に関しましては、本市の商工会議所を初めとする経済、また市民生活、市民の生活環境、また特に本市の大事な将来のまちづくりに大変大きな影響を与えるものだと思います。この大型店の出店予定事業者は、来年の11月に出店予定と話を進められており、いち早くこの区画整理組合や商工会議所には出店説明、計画概要を持って説明にお伺いしていると聞いており、知っておりますが、時間的にも、建築許可、許認可の柱、もと

である市当局に対するこの出店計画、概要説明が何よりもどこよりも、美濃市に迷惑をかけるということで、一番であることが当たり前である、当然であると思うものでございます。

このような観点に立ちまして、6月議会以後、市当局に対しましてこの出店概要の説明があったのかないのか、また話を持たれたのかどうなのかをお尋ねするものでございます。

続きまして2点目といたしまして、6月の定例会におきまして、このインター前の整備計画、いわゆる美濃南西部地区整備計画についてお尋ねしました。その後のこの整備計画の進捗状況につきまして、経済建設部長にお尋ねするものでございます。

この南西部整備計画は、美濃市の第4次総、また美濃市の都市計画マスタープランをもとに、本市の交通の要衝、玄関口でもある美濃インター前のこの土地区画整理事業を推進いたしまして、土地の有効利用、高度利用を図るとともに、国からのまちづくり交付金を有意義に活用して新市街地の創出を図る事業であると思っております。また、この本計画では、いわゆるインター前区画整理事業の面積12.6ヘクタールの半分に当たります6.4ヘクタールを新市街地の検討地区として、それぞれこの位置づけのもとに、沿道サービス施設型のいわゆる大規模商業施設案と、また沿道サービス施設型の住宅案の2案が提示されておりました。

今後、6月の議会より、市内の各種団体の代表者及び学識経験者、また住民で組織する美濃南西部地区整備計画懇談会の意見や、美濃インター前の土地整理組合員の意向を尊重しつつ協議・検討し、秋ごろには方向づけたいとの6月の市長の答弁でありました。以来これも3ヵ月が経過し、残暑は残るものの初秋を迎えた今日、この南西部整備計画についての懇談会及び土地整理組合員の意見・協議というものがどのようなものか、どのように協議・検討されているのか。また、これはいつごろじゃなくて、3ヵ月が過ぎましたので、いつまでにこの計画の方向づけをされるのか、その進捗状況について経済建設部長にお尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の一般質問の1点目、美濃インター前区画整理地への大型店進出について、開発事業者から市への出店計画の有無について、説明があったかということについてお答えをいたします。

去る6月議会におきまして日比野議員の一般質問にお答えいたしました以後、出店予定事業者から地権者に対して精力的な取り組みをされていると、美濃インター前区画整理組合より聞いております。しかし、現在までに市に対して出店予定事業者から出店計画の説明は受けておりません。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 経済建設部長 福井昭次君。

○経済建設部長（福井昭次君） それでは、日比野議員の一般質問の2点目、6月定例会でインター前の整備計画についてお尋ねしましたが、その後の進捗状況についてお答えをします。

6月9日に開催いたしました市内の各種団体の代表と学識経験者及び住民による美濃南西部地区整備計画懇談会の御意見をもとに、美濃インター前が市の玄関口としてふさわしい景

観に配慮した資料などを作成し、9月11日に第2回の懇談会を開催いたしました。

第2回目の懇談会の主な内容を要約させていただきますと、次のような御意見でした。景観については出店予定者にどの程度規制ができるのか。できる限り懇談会の意見を反映してもらいたい。他のインターの出口を見ると看板が乱立しているところが多い、看板類の規制もできるとよいなどの意見がございました。また、大型店舗の出店計画については、区画整理組合としては、大型店が出店すれば保留地の処分ができる。個人に販売する保証はない。また、まちづくりは周辺の景観や環境に配慮した開発指導をする必要があるので、委員さんの意見を聞いて出店業者を指導することではないかなどの御意見でございました。

今後、この懇談会の意見をもとに、美濃市の玄関口にふさわしいより高度な土地利用や、景観、環境に配慮した整備計画を検討していきたいと考えております。また、早いうちに第3回目の懇談会を開催し、最終意見をいただいた上で、土地区画整理組合の意向を尊重しつつ、年内には市としての整備計画を作成いたしたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 1点目の、予定者からの説明がいまだに市にないという市長の答弁でした。私の意見としまして、余りにもこの開発者の誠意、真意というものを疑うことがあります。いわゆる市に多大な迷惑をかける、先ほど申しましたように、美濃市の経済、美濃市民生活、果たしてまたそもそも美濃市の将来のまちづくりに本当に大きな影響を与え、この位置に進出するのが、本当に進出したいのなら、当然、許認可官庁としての柱であります市当局に対するその理解やら説明が一番最初にあってしかるべきと思っております。答えといたしましては了といたします。

2点目の、この土地区画整理事業のお答えですけど、今聞いた答弁によりますと、6月には市長の方から秋をめどにということで方向づけをしたいということでしたが、今の部長の答弁によりますと、第3回目の懇談会を開いて年内にということで、非常にこの整備事業自体がおくれないかと心配しているものであります。

特にこの商業施設型、住宅型の1案、2案によりますと、仮に大型商業施設案になりますと、今まで県の方へ出しておりました、いわゆる区画整理の基本計画、区画整理道路の取りつけ道路等の除外等がありまして、またこれの申請などによりまして非常に整備計画の工事がおくれるように思われるわけですが、いかがなものか経済建設部長に再答弁を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 経済建設部長 福井昭次君。

○経済建設部長（福井昭次君） 日比野議員の再質問にお答えをいたします。

美濃インター前土地区画整理事業には支障はないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上をもって再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 以上をもちまして、市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている認第1号から議第83号までの13案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は9月19日午前10時から、民生教育常任委員会は9月20日午前10時から、経済建設常任委員会は9月21日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

〔追加議案配付〕

○議長（児山廣茂君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第3号 岐阜県の不正資金「裏金」問題に関する意見書についてが提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第3号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（児山廣茂君） 市議第3号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第3号について、5番 武井牧男君。

○5番（武井牧男君） ただいま上程になりました市議第3号 岐阜県の不正資金「裏金」問題に関する意見書につきまして、文案を朗読し、提案とさせていただきます。

それでは、ただいま配付されました議案集の2ページをお開きください。提案理由とその内容について御説明いたします。

岐阜県の不正資金「裏金」問題に関する意見書。

岐阜県庁で発覚した不正資金「裏金」問題は、県民の県政に対する信頼を失墜させた重要な問題となっている。

第三者機関による「プール資金問題検討委員会」での調査、検証によれば問題を深刻化させた旧幹部の責任は極めて重いと把握し、現職員に関するしかるべき処分について言及している。さらには、再発防止に関する提言がなされている。

よって県におかれては、報告書の提言を厳粛に受け止め、不正経理で捻出した資金の速やかな返還はもとより、二度とこのような問題を起こさないための再発防止策を講ずると共に、県民への信頼回復に努められることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年9月15日、美濃市議会。提出先は、岐阜県知事、岐阜県議会議長でございます。

以上で市議第3号の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児山廣茂君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時38分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につ
いては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、市議第3号は原案のとおり決定いた
しました。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから9月24日までの9日間休会いたしたいと
思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから9月24日までの9日
間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（児山廣茂君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月25日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

御苦労さまでございました。

散会 午後2時40分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年9月15日

美濃市議会議長 児 山 廣 茂

署 名 議 員 西 部 和 子

署 名 議 員 太 田 照 彦

議 事 日 程 (第 3 号)

平成18年9月25日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成17年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成17年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 4 議第71号 平成18年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第72号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議第73号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 議第74号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第75号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第76号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第77号 美濃市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第78号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 第12 議第79号 市道路線の廃止について
- 第13 議第80号 市道路線の認定について
- 第14 議第83号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第15 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

第 1 から第15までの各事件

出席議員 (1 7 名)

1 番	太 田 照 彦 君	2 番	森 福 子 君
3 番	山 口 育 男 君	4 番	佐 藤 好 夫 君
5 番	武 井 牧 男 君	6 番	市 原 鶴 枝 君
7 番	古 田 勇 夫 君	8 番	古 田 信 雄 君
9 番	岩 原 輝 夫 君	10 番	平 田 雄 三 君
12 番	日比野 豊 君	13 番	児 山 廣 茂 君
14 番	加 納 喜代彦 君	15 番	市 原 良 英 君
16 番	野 倉 和 郎 君	17 番	塚 田 歳 春 君
18 番	西 部 和 子 君		

欠席議員 (なし)

欠 員（1名）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	助 役	太 田 松 雄 君
教 育 長	後 藤 正 之 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
総務部参事兼 総合政策課長	平 林 泉 君	民 生 部 長	渡 辺 兼 雄 君
経済建設部長	福 井 昭 次 君	経済建設部参 事兼産業課長	村 井 純 生 君
教育次長兼 教育総務課長	小 椋 茂 樹 君	美濃病院参事 兼事務局長	岩 原 泰 君
総 務 課 長	川 野 純 君	秘 書 課 長	梅 村 健 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局		議会事務局	
次 長	古 田 則 行	書 記	太 田 博 康
議会事務局			
書 記	佐 藤 晴 絵		

開議の宣告

- 議長（児山廣茂君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

-
- 議長（児山廣茂君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。
-

第1 会議録署名議員の指名

- 議長（児山廣茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、2番 森福子君、3番 山口育男君の両君を指名いたします。
-

第2 認第1号から第14 議第83号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（児山廣茂君） 日程第2、認第1号から日程第14、議第83号の13案件を一括して議題といたします。

これら13案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 武井牧男君。

- 総務常任委員会委員長（武井牧男君） おはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月19日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に議第71号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第76号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第77号 美濃市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第78号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

- 議長（児山廣茂君） 次に、民生教育常任委員会委員長 山口育男君。

- 民生教育常任委員会委員長（山口育男君） 今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月20日午前10時から委員全員の出席を得まし

て委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に認第1号 平成17年度美濃市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第71号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第72号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第74号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第83号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（兎山廣茂君） 次に、経済建設常任委員会委員長 古田勇夫君。

○経済建設常任委員会委員長（古田勇夫君） 今期定例会において経済建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月21日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に認第2号 平成17年度美濃市上水道事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第71号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中、経済建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第73号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第75号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第79号 市道路線の廃止についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受

け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第80号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（児山廣茂君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に認第1号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、認第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第2号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第71号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第71号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第72号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第72号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第73号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第73号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第74号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第74号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第75号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第75号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第76号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第76号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第77号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第77号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第78号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第78号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第79号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第79号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第80号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第80号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第83号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第83号は委員長報告のとおり可決いたしました。

第15 閉会中の継続調査申出書について

○議長（児山廣茂君） 日程第15、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、総務常任委員会委員長、民生教育常任委員会委員長、経済建設常任委員会委員長から、美濃市議会会議規則第102条の規定により、所管事項について閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（児山廣茂君） これをもって本日の会議を閉じ、平成18年第4回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時18分

市長あいさつ

○議長（児山廣茂君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成18年第4回市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会におきましては、公営企業会計決算の認定を初め、補正予算など15件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただき、まことにありがとうございました。会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政運営に反映するよう努力する所存であります。

さて、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージにつきましては、実行委員会におきまして各部会が設置されたところであり、最大の課題である市民生活に影響する交通規制等について、今後は市と実行委員会とが連携し、関係機関等の皆さんを初め、沿線地域の皆さんの御協力をお願いし、円滑な大会運営ができるよう進めてまいりたいと存じます。

13回目を迎える美濃和紙あかりアート展は、10月7日、8日の土曜日、日曜日に開催されます。昨年の愛・地球博でのPR効果等により、さらに多くの来訪者を期待しているところでございます。また、10月15日には、うだつのまち美濃1/10健康マラソン、福祉・健康いきいきフェア2006、10月22日にはふれあい消防祭、11月11日、12日には産業祭など、各種イベントが予定されております。議員各位には、今まで同様に御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、市民の皆さんの多くの参加を期待しているところでございます。

このところ朝夕めっきり涼しくなり、秋の訪れを感じられるようになってまいりました。議員各位には、何とぞ健康に留意され、市政発展のため一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（児山廣茂君） 本定例会には平成18年度一般会計補正予算を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、お礼を申し上げます。執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政伸展のため執行されますようお願い申し上げます。閉会といたします。

お知らせいたします。午前10時30分から全員協議会を開催しますので、合同委員会室にお集まりください。

本日は御苦勞さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年9月25日

美濃市議会議長 児 山 廣 茂

署 名 議 員 森 福 子

署 名 議 員 山 口 育 男

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第71号	平成18年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中所管に関する事項	原案可決
議第76号	美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第77号	美濃市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第78号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について	原案可決

平成18年9月19日

総務常任委員会委員長 武井牧男

美濃市議会議長 児山廣茂様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認第 1 号	平成17年度美濃市病院事業会計決算の認定について	原案認定
議第71号	平成18年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中所管に関する事項	原案可決
議第72号	平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第74号	平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第83号	美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成18年9月20日

民生教育常任委員会委員長 山 口 育 男

美濃市議会議長 児 山 廣 茂 様

経済建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認第 2 号	平成17年度美濃市上水道事業会計決算の認定について	原案認定
議第71号	平成18年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中所管に関する事項	原案可決
議第73号	平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第75号	美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第79号	市道路線の廃止について	原案可決
議第80号	市道路線の認定について	原案可決

平成18年9月21日

経済建設常任委員会委員長 古 田 勇 夫

美濃市議会議長 児 山 廣 茂 様